

## 富岡町議会全員協議会日程

日 時：令和7年3月7日

時 間：午前10時00分

富岡町役場 全員協議会室

開 議 午前10時00分

### 出席議員（10名）

議長	堀本典明君	1番	安藤正純君
2番	辺見珠美君	3番	平山勉君
4番	佐藤啓憲君	5番	渡辺正道君
6番	高野匠美君	7番	宇佐神幸一君
8番	高橋実君	9番	渡辺三男君

### 欠席議員（なし）

### 説明のための出席者

町長	山本育男君
副町長	宮川大志君
副町長	竹原信也君
総務課長	志賀智秀君
企画課長	杉本良君
税務課長	大館衆司君
生活環境課長	猪狩力君
産業振興課長	原田徳仁君
都市整備課長	大森研一君
生涯学習課長	坂本隆広君
企画課主幹 兼課長補佐	小原真理子君
都市整備課主幹 兼課長補佐	逸見信之君
総務課課長補佐 兼秘書係長	大和田豊一君
総務課課長補佐 兼管財係長	新田善之君

企画課課長補佐	畠	山	信	也	君
税務課課長補佐	福	島	好	邦	君
生活環境課主幹	渡	邊	浩	基	君
生 活 環 境 課 課 長 補 佐	猪	狩	勝	美	君
産業振興課 課長補佐	佐	藤	美	津 浩	君
産業振興課 課長補佐	堀	川	新	一	君
生涯学習課 課長補佐 兼生涯学習係長	三	瓶	秀	文	君
都市整備課 課長補佐 兼下水道係長	渡	邊	修	二	君
企画課主任 兼企画政策係長	猪	狩	英	伸	君
産業振興課 商工観光係長	山	口		学	君
都市整備課主任 兼都市計画係長	小	松	栄	治	君
総務課主任 兼総務係長	阿	部	祥	久	君
生活環境課主任 兼原子力事故 対策係長	吉	田		豊	君
企画課 企画政策 副主査	郡	山	将	佳	君
生涯学習課 生涯学習係主任	小	林	美	優	君

#### 職務のための出席者

議会事務局長	遠	藤	博	生
議会事務局幹長 副庶務係長	杉	本	亜	季

#### 説明のため出席した者

<内閣府>

内閣府原子力災害現地対策本部総括班長	樋 本 謙
内閣府原子力被災者生活支援チーム企画官	内 山 弘 行
内閣府原子力被災者生活支援チーム参事官補佐	渡 邊 諒

＜環境省 福島地方環境事務所＞

環境省福島地方環境事務所所長	関 谷 純 史
環境省福島地方環境事務所次長	細 川 真 宏
環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長	中 村 祥
環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課専門官	丸之内 美恵子
環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部廃棄物対策課廃棄物処理施設運営管理室室長	小福田 大 輔
環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部仮置場対策課課長	野 口 淳一郎
環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部仮置場対策課専門官	太 田 勲
環境省福島地方環境事務所輸送課課長	鳥 居 ほのか
環境省福島地方環境事務所輸送課専門官	矢 吹 清 美
環境省福島地方環境事務所輸送課専門官	西 内 正 直

環境省福島地方  
環境事務所  
県中・県南支所  
富岡分室支所長  
井 原 和 彦 君

環境省福島地方  
環境事務所  
県中・県南支所  
富岡分室支所長  
補 佐  
飯 田 俊 也 君

環境省福島地方  
環境事務所  
県中・県南支所  
富岡分室専門官  
熊 本 洋 治 君

#### 付議事件

1. 除染・解体工事及び仮置場の状況、中間貯蔵施設への輸送計画並びに特定廃棄物埋立処分事業の状況等について
2. 富岡町災害復興計画（第三次）について
3. 富岡町男女共同参画まちづくり基本計画（第二次）について
4. 令和6年度第3回リフレ富岡跡地の利活用について
5. 富岡町定住化促進対策住宅助成制度の一部改定について
6. 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例及び国家公務員等の旅費制度の見直しに伴う対応について
7. 富岡町東日本大震災等による被災者に対する令和7年度の町税等の減免に関する条例について
8. 富岡町犯罪被害者等支援条例について

#### その他

開 会 (午前10時00分)

○議長（堀本典明君） 皆さん、おはようございます。ただいまより富岡町議会全員協議会を開会いたします。

ただいまの出席議員は全員であります。説明のための出席者は、お手元に配付した名簿のとおり、内閣府原子力災害現地対策本部、樋本総括班長、環境省福島地方環境事務所、関谷所長をはじめ、各担当者の皆さん並びに町長、両副町長、そのほか関係課長であります。職務のための出席者は、議会事務局職員であります。

付議事件に入る前に、町長より全員協議会招集内容の説明とご挨拶をいただきたいと思います。  
町長。

○町長（山本育男君） 皆さん、おはようございます。議員の皆様には、お忙しい中全員協議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。また、環境省福島地方環境事務所の関谷所長をはじめ、関係機関の皆様にもお忙しい中ご出席いただき、厚く御礼申し上げます。

本日の全員協議会の案件は、環境省から除染・解体工事、仮置場及び中間所蔵施設への輸送並びに特定廃棄物埋立処分事業の状況についての説明を受けるとともに、町からは3月定例会への提出を予定しております計画制定案件の説明といたしまして、富岡町災害復興計画（第三次）について、富岡町男女共同参画まちづくり基本計画（第二次）についての2件、リフレ富岡跡地の利活用に向けた今後の施設整備に関する説明といたしまして、令和6年度第3回リフレ富岡跡地の利活用についての1件、定住化促進対策助成制度の見直しに関する説明といたしまして、富岡町定住化促進対策住宅助成制度の一部改定についての1件、条例の新規制定案件の説明といたしまして、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例及び国家公務員等の旅費制度の見直しに伴う対応について、富岡町東日本大震災等による被災者に対する令和7年度の町税等の減免に関する条例について、富岡町犯罪被害者等支援条例についての3件であります。それぞれの案件につきまして、詳しくは担当課長より説明させますが、環境省からの説明案件も含め、本町の復興、再生を進める上で重要な案件でありますので、議員の皆様の忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） ありがとうございました。

次に、内閣府の樋本総括班長、環境省の関谷所長からそれぞれご挨拶をいただきたいと思います。

なお、発言はお手元のマイクのボタンを押してからお願いいたします。

初めに、樋本総括班長よりお願ひいたします。

樋本総括班長。

○内閣府原子力災害現地対策本部総括班長（樋本 諭君） 内閣府原子力災害現地対策本部総括班長の樋本でございます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故から、間もなく14年がたとうとしております

けれども、いまだに避難生活が継続する方々に多大なるご不便、ご迷惑をおかけしております。国を代表しまして、改めておわび申し上げます。引き続き富岡町の復興再生に向けまして、町や関係機関とも緊密に連携をして取り組んでまいりたいと存じます。本日は皆様方からのご忌憚のないご意見をいただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） ありがとうございました。

次に、関谷所長よりお願ひいたします。

関谷所長。

○環境省福島地方環境事務所所長（関谷毅史君） 皆さん、おはようございます。環境省福島地方環境事務所長、関谷でございます。

間もなく、東日本大震災、そして原発事故発生から14年ということでございます。依然として避難を余儀なくされている方々はじめ、皆様方への大変なご負担をおかけしている状況、改めて環境省からもおわびを申し上げます。環境省では、富岡町の復興、再生に向けまして、環境再生事業を進めてまいりました。町の皆様、そして議会の皆様から多大なるご理解、ご協力を賜っております。この点に関しまして改めて御礼を申し上げます。

本日は、お時間を頂戴しまして、昨年9月の事業工事着手から進めております特定帰還居住区域における除染、そして家屋解体等の状況、そして仮置場の状況、中間貯蔵施設への来年度、令和7年度の輸送計画、そして特定廃棄物の埋立処分事業の状況等につきまして、環境省の取組の状況についてご説明を申し上げたいと思ってございます。環境省としましては、こうした取組、丁寧かつ迅速に進めることによりまして、今後帰還をご希望される皆様方の少しでも早いご帰還に向けての環境整備に全力で当たってまいりたいと思っておりますので、本日は皆様方の忌憚のないご意見等を賜ればと思ってございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） ありがとうございました。

次に、各自名簿順に所属と名前のみの自己紹介をお願いします。

内閣府、環境省の順にお願いいたします。

内山さん。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム企画官（内山弘行君） 内閣府原子力被災者生活支援チームの内山です。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 渡邊さん。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム参事官補佐（渡邊 諒君） 内閣府原子力被災者生活支援チームの渡邊と申します。本日はどうぞよろしくお願ひします。

○議長（堀本典明君） 細川さん。

○環境省福島地方環境事務所次長（細川真宏君） 福島地方環境事務所次長の細川です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 中村さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） 環境省福島地方環境事務所環境再生課長の中村です。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 丸之内さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課専門官（丸之内美恵子君） 環境省福島地方環境事務所環境再生課の丸之内と申します。本日はよろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 小福田さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部廃棄物対策課廃棄物処理施設運営管理室室長（小福田大輔君） 環境省福島地方環境事務所廃棄物対策課の小福田でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 野口さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部仮置場対策課課長（野口淳一郎君） 環境省福島地方環境事務所仮置場対策課長の野口です。よろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 太田さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部仮置場対策課専門官（太田 眞君） 環境省福島地方環境事務所仮置場対策課の太田でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 鳥居さん。

○環境省福島地方環境事務所輸送課課長（鳥居ほのか君） 環境省福島地方環境事務所、輸送課長の鳥居でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 矢吹さん。

○環境省福島地方環境事務所輸送課専門官（矢吹清美君） 環境省福島地方環境事務所、輸送課の矢吹でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 西内さん。

○環境省福島地方環境事務所輸送課専門官（西内正直君） 福島地方環境事務所、輸送課、西内と申します。本日はよろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 井原さん。

○環境省福島地方環境事務所県中・県南支所富岡分室支所長（井原和彦君） 県中・県南支所長、井原でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 飯田さん。

○環境省福島地方環境事務所県中・県南支所富岡分室支所長補佐（飯田俊也君） 環境省福島地方環境事務所、富岡分室の飯田と申します。本日はよろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 熊本さん。

○環境省福島地方環境事務所県中・県南支所富岡分室専門官（熊本洋治君） 環境省、富岡分室、熊

本です。本日はよろしくお願ひします。

○議長（堀本典明君） ありがとうございました。

それでは、付議事件に入ります。付議事件1、除染・解体工事及び仮置場の状況、中間貯蔵施設への輸送計画並びに特定廃棄物埋立処分事業の状況等についての説明をお願いいたします。

なお、説明は着席のままで結構です。

中村さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） 改めまして、環境省福島地方環境事務所環境再生課長の中村でございます。お言葉賜りましたので、着座にて説明させていただきます。

お手元の資料1、除染・解体工事及び仮置場の状況、中間貯蔵施設への輸送計画並びに特定廃棄物埋立処分事業の状況等についての資料を御覧いただけますでしょうか。1枚おめくりいただきまして、まず除染・解体工事の状況についてご説明させていただきます。右肩2ページでございます。こちら改めて現在の富岡町における、既に解除されました特定復興再生拠点区域及びその線拠点、点拠点、そして現在除染、解体を進めさせていただいている特定帰還居住区域について、地図でお示ししてございます。現在は特定帰還居住区域の除染、解体を進めさせていただいている状況になってございます。

1枚おめくりいただけますでしょうか。右肩3ページでございます。特定帰還居住区域における除染・解体についての状況について、概略ご説明申し上げますと、現在、昨年の2月に計画認定ありまして以降、除染、解体を進めさせていただいているといった状況になってございます。現在除染をさせていただくに当たって必要となる同意の取得を鋭意進めさせていただいておりますほか、解体申請も受け付けておりまして、併せて並行して、ご同意いただいた箇所、あるいはご申請いただいた箇所について順次除染、解体を一定のまとまりごとに進めているといった状況になってございます。

また、実際の進捗状況については後ほどご説明申し上げますが、特に解除に向けて、ほかのインフラ等の整備が必要な箇所、あるいは県道拡幅等の工事がある箇所について、除染、解体をより優先的に進めてございまして、こうしたインフラ整備予定箇所については、今年度の箇所については、該当する箇所、除染、解体をほぼ完了しているといった状況になってございます。来年度につきましても、こうした箇所について関係機関、あるいは町の関係部署と状況の確認を2月に実施してございまして、同様に遅滞なく除染、解体、インフラ復旧、あるいは整備に影響ないように進めていきたいと思ってございますし、そのほか全体としても除染、解体を迅速に進めてまいる所存でございます。

また、既に除染が完了した箇所につきましても、こちら拠点も含めてになりますが、比較的線量高い箇所でご懸念ありましたら、すぐに確認をさせていただいて、線量低減が必要、可能であれば、きちんとフォローアップ除染で対応していく所存であります。

右肩4ページでございます。より具体的にご説明申し上げますと、解体申請の状況でございますが、

計画認定後、すぐに受付を開始してございまして、現在も各種町のお力もいただきながら関係箇所で周知を図っている状況でございます。2月28日現在で、特定帰還居住区域内、もともと拠点外縁として対応しておった箇所を含めた数字で申し上げますと、201件対応してございます。このうち178件が正式受付に至っているという状況になってございます。また、計画認定後からの対応件数、つまり拠点外縁といったところを除いた件数で申し上げますと、現在76件ご相談させていただいておりまして、うち54件が正式受付といった状況になってございます。

除染の同意取得でございますが、具体的な数字は後ほどご説明申し上げますが、現在も同意のほう、まず事前に調査をさせていただいて、同意書の案を作成して、順次関係人の方にご同意いただけるようお願いさせていただいている状況になってございます。区域内につきましては、事前の調査のほう、おおむね完了してございまして、現在は同意書案の作成しつつ、ご同意のお願いをさせていただいているという状況になってございます。

そうしたところを踏まえての工事の進捗状況でございます。現在、令和6年度富岡町特定帰還居住区域被災建物等解体撤去等及び除染等工事（その1）、いわゆるその1工事において除染、解体を着手あるいは完了させているといった状況になってございます。当初発注数量としては、いずれも拠点区域内含むでございますが、除染で21ヘクタール、解体で50件というところを目指しておった状況でございますけれども、現在3月5日時点として、除染につきましては8.4ヘクタールが完了しておりまして、7.9ヘクタールがさらにそれに加えて着手ということでございますので、いずれ合わせますと約16.3ヘクタールまでの着手ないし完了といった状況になってございまして、これらについては着手分について3月末までの作業で完了見込みとなってございます。

また、解体につきましても16件着手しております、さらに既に完了したものが18件という状況で、合わせて34件となってございます。解体につきましては、現在の34件で3月末までの作業で完了ということになってまいりまして、当初の予定の50件に至らないところございます。この点おわび申し上げますけれども、こうした部分につきましては、その次の行に記載してございますが、令和7年度のその2工事を既に12月の下旬に入札公告してございます。こちらは、当初発注数量として規模を大きく、除染82ヘクタール、解体80件といった規模で、拠点分を含みますけれども、発注させていただいてございます。3月18日に開札を予定してございまして、開札でもし落札者決定いたしましたら迅速に契約に移って、4月の早期の段階で契約いたしまして、作業のほう迅速に移っていくということで、全体としての除染、解体に遅れがないように、ぜひ皆様のお力もお借りしながら除染、解体を前に進めていきたいと、そのように考えてございます。

1枚おめくりいただけますでしょうか。右肩5ページでございます。まず、解体でございますが、先ほど申し上げましたとおり178件、特定帰還居住区域内において申請を受け付けてございまして、うち118件が既に完了したという状況でございまして、着工中が現在5件といった状況に、2月28日時点でなってございます。

続きまして、特定帰還居住区域内の除染の状況でございます。こちらは、少し現場においての地目の確認や各種の変更修正等あって、地目ごとの整理の関係で数字が地目別では1月末の数字書かせていただいてございますが、先ほどご説明申し上げましたとおり、全体の進捗としては3月5日時点で既に着手で7.9ヘクタール、完了した部分で先ほど8.4ヘクタールとご説明申し上げましたが、特定帰還居住区域内で申し上げますと7.9ヘクタールといった状況でございまして、これらを合わせますと、区域内の除染対象面積110ヘクタールのうち、およそ37%が完了しているという状況になります。着手面積分加えますと、3月末時点での進捗率は45%まで進捗する見込みとなってございます。引き続き、先ほど申し上げましたその2工事等も通じて、除染、あるいは解体も迅速に進めていきたいと、そのように考えている次第でございます。

右肩6ページでございます。同意の取得率でございますけれども、特定帰還居住区域の区域内におきましては385名の関係人、現在の精査状況でそのようになってございまして、うち282の方にご同意いただいておりまして、取得率としては73.2%となってございます。また、特定帰還居住区域の外縁もございまして、こちらにつきましては対象98名のうち、現在34名、取得率で申しますと34.7%の同意取得をできている状況になってございます。引き続き、まだご同意いただけていない方についてはアプローチを進めて、同意を得て、具体的な除染作業に入っていければと、そのように考えている次第でございます。

続きまして、右肩7ページでございます。拠点区域内の状況につきましてもご説明させていただきます。拠点区域内におきましては、特定拠点のその6工事が3月の下旬をもって工期が完了する予定になつてございますが、区域内の解体状況といたしましては2月28日時点での解体申請数986件のうち、完了915件、その当該時点での着工中が11件といった状況になってございます。また、除染でございますが、319ヘクタールのうち98%まで除染を完了してございまして、また同意の取得状況といたしましても1,520名のうち1,503名ということで、取得率99%といった状況でございます。引き続き拠点内につきましても、ご同意いただけるように全力を尽くしていきたいと、そのように考えてございます。

○議長（堀本典明君）　野口さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部仮置場対策課課長（野口淳一郎君）　続きまして、仮置場の状況についてということで、仮置場対策課、野口よりご説明申し上げます。

同じ資料の右肩9ページ目、御覧いただければと思います。こちら地図上の色と右の表の色、仮置場の名称のところの色と一致させてございますので、そのように御覧いただければと思います。

まず、オレンジ色の松ノ前（拠点）でございますけれども、こちら昨年の夏、返地済みでございます。

続きまして、黄色の部分でございますが、深谷2、3、4でございます。こちら令和7年度に撤去、除染工事をやるということで、現在入札公告中という状況でございます。こちら令和7年度に撤去、除染が終わりましたら、その後順次原状回復工事を進めていきたいと、このように考えてございます。

また、今申し上げたような予定などについて、3月から地権者に順次この概要を説明したいと、このように考えてございます。

続きまして、緑色の部分でございます。こちら原状回復工事で使用したいと思ってございます遮蔽土などを順次ふるい分けなどの作業を進めているところでございます。また、客土として使用する予定でない部分のそのほかの土砂等につきましても、ニーズがあるところに順次搬出をしたりと、そういったことも並行して進めているところでございますけれども、そういった形で保管物がなくなった箇所に下部シート、こういったものも次の作業に進められるように順次撤去等をしているところでございます。

次、赤色の部分でございますけれども、赤坂2、深谷1というところにつきましては、解体廃棄物等を保管中ということでございまして、こちらも順次、保管してあるもの、はけられるものははけさせているという中で、先ほどの緑色の部分と同様ですけれども、保管物撤去したところで保管物がなくなったような箇所は、順次下部シートを撤去していると、そのような状況でございます。

最後、深谷国有林のところは、こちら引き続きですけれども、除去土壤、解体廃棄物、こういったものを保管させていただいているという状況でございます。

仮置場については以上になります。

○議長（堀本典明君） 鳥居さん。

○環境省福島地方環境事務所輸送課課長（鳥居ほのか君） 引き続きまして、令和7年度の中間貯蔵施設への輸送計画について、輸送課の鳥居よりご説明申し上げます。

右肩11ページを開いていただければと思います。先ほどの説明にもございましたように、現在除染で発生しました除去土壤につきましては、深谷国有林仮置場へ搬入が進んでございます。こちらの除去土壤等の中間貯蔵施設への輸送でございますが、令和7年度は3万m<sup>3</sup>を予定しております。輸送ルートにつきましては今年度と同じルートでございまして、ほかの工事とも連携しながら安全対策を徹底して行いたいと考えてございます。

説明は以上となります。

○議長（堀本典明君） 小福田さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部廃棄物対策課廃棄物処理施設運営管理室室長（小福田大輔君） それでは、特定廃棄物の関係について、環境省、小福田よりご説明させていただきます。

おめくりいただきまして、右肩13ページを御覧ください。まず、13ページは特定廃棄物埋立処分施設、旧エコテックの埋立処分の状況でございます。令和5年11月から生活ごみの埋立てのみを行っているという状況でございますが、埋立作業そのものは肅々と行っているというところでございます。表にございますとおり、数量はかなり少なくなっていますけれども、残り約1年半、令和9年10月末まで、安全に配慮しながら引き続き埋立てを行ってまいりたいと考えてございます。

また、右下の写真、ちょうど年明け頃に撮影した写真でございますけれども、下流側区画については最終覆土の作業はかなり進んでいるような状況でございます。今月をかけてこの覆土した部分の緑化工事を行って、最終覆土の作業自体は完了というところになる予定でございます。残りの期間は引き続き、青丸で囲った上流側区画を使って生活ごみの埋立てを行ってまいりたいと考えているところでございます。

その次、14ページでございますけれども、モニタリングの結果を記載させていただいているところでございます。このグラフは敷地境界の空間線量率でございますけれども、特段異常なく右肩下がりの傾向で進んでいるというところでございます。ほか河川の濃度であるとか、あと放流水の水質についても特段異常等は見られないというところでございます。

その次、おめくりいただきまして、16ページでございます。この16ページの部分は、今回お諮りしたい事項と考えているところでございます。これまで富岡町内の除染工事、あるいは家屋解体工事で発生したもののうち、家電物については浪江町の仮設焼却施設で処理を行ってございました。もともとは富岡町内で、毛薺、仏浜のところに仮設焼却炉ございましたけれども、富岡町の焼却炉がなくなつて以降は浪江町に持つていっていたというところでございました。一方、もしかしたら新聞記事などで御覧いただいた議員もいらっしゃるかと思いますけれども、浪江町の仮設焼却施設の運営が終了したというところでございまして、その後、当然のことながら処理先を変えなければいけないのですけれども、2月の頭の時点では可燃物は一旦はかせた、仮置場から持つていったところではございますけれども、今後たまつてくる分につきましては、大熊町の仮設焼却施設等での処理を計画しているところでございます。そのため、次年度以降、深谷国有林仮置場に可燃物を今後、除染作業とか解体作業で順次持つくることになりますけれども、このルートについては右側に記載するようなルート、要すれば浜街道の往復というところで考えているところでございます。

3つ目でございますけれども、2回ほど前の全員協議会で石膏ボードの件でご相談をさせていただきました。その際にスクリーニングについて話題になったところでございますけれども、その際石膏ボードの運搬等で、当時は町境のゲートでスクリーニングを実施させていただきました。その際にスクリーニング結果を確認したところ、特段汚染等は見られなかつたというところでございますので、今後焼却施設への運搬、あとは石膏ボードの運搬とかもそうですが、今後スクリーニングについては、例えば仮置場であるとか、あるいは焼却炉であるとかを出るときに汚染の有無を確認するような運用とさせていただきたいと考えているところでございます。

以下の運搬計画、記載させていただいてございますけれども、こちらの仮焼却炉に持つていくものについての運搬の計画でございます。先ほど申し上げましたとおり、一旦仮置場から可燃物、2月の頭の時点ではかせたところでございますので、今後はたまり次第随時というところでご認識いただければと思います。その際の最大の数量というところで思っていただければと思いますけれども、1日最大で6台から8台を考えているところでございます。当然ではございますが、落下防止対策であると

か廃棄物の飛散流出防止等は徹底してまいりたいと思いますし、あと先ほどの除去土壌の輸送もそうですけれども、小なる事業もたくさん、タイミングによっては交錯する可能性もございますので、誘導員の配置等も含めて、安全対策についてはしっかりと徹底してまいりたいと考えているところでございます。

一番最後、リプルンふくしまのトピックスでございます。こちらも前回ご報告させていただいた後、直近の四半期で行ったトピックスについてご紹介させていただいているところでございます。おかげさまで日平均数30名、40名程度の来館者来ていただいているところでございますので、引き続き町民の皆様にも使っていただきやすいようリプルンふくしまにしていくべく、引き続き運営を続けてまいりたいと考えているところでございます。

環境省の説明は以上でございます。

○議長（堀本典明君） ありがとうございました。

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

7番議員。

○7番（宇佐神幸一君） 除染、解体の件で、昨日、私の仕事で中に入らせていただいて、点と線の地域に行ったのですが、あの地域ってご存じのように道路が狭くて、なつかつ脇道があんまりないという状況において、皆さん作業を一生懸命やついらっしゃるのです。見たのですが。ただ、主に入る車が、どうしても道路に置いてしまう場合が多いというのをすごく見受けられたので、これはお願いというか配慮なのですが、作業員に誘導員を出せというよりも、環境省は頼んだ側としての責任があるので、安全性を考えると、環境省として時々見たときに、そういう誘導員の必要なところとか、そういうような場合は配慮して、自らそういうのを設置するとか、そういう方向しないと、やっぱり作業員に全部負担をかけるというのはまずいと思うので、そういう配慮というのはこれから考えられますか。

○議長（堀本典明君） 中村さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） ご指摘ありがとうございます。おっしゃるとおりでございまして、今後はやはり線拠点沿いであるとか、道が狭いところ等もある中で、どうしても除染作業をやる際に、一部車両の扱いに際しては丁寧な配慮が必要と思ってございます。ご指摘、我々のほうでも受注者と相談しながら、誘導員の配置ですとか、あるいは個々の現場において適切に交通車両を置かれているか等は、隨時、監督職員が現場を確認しながら対応しているところでございますし、また元請と共にパトロールも定期的にさせていただいて、実際に工事する際に、我々の車両であるとか、あるいは現場の作業が地元の交通安全にご迷惑のないように努めているところでございます。

一方で、やはりそういった意味で、現場が増えてくる中で一つ一つ気をつけていくべきというのはおっしゃるとおりかと思いますので、我々としても引き続き、発注者としても、現場において適切に

交通安全が守られているのかというところ、様々な現場のある中で、きちんとパトロール等を通じて確認していって、必要であれば受注者にも伝えつつ、誘導員の配置であるとか、もしくは個々の現場における安全管理の在り方等も確認しながら、発注者と受注者できちんと協力して、我々も丸投げすることなく適切に対応していきたいと、そのように考えてございます。

○議長（堀本典明君） 7番議員。

○7番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。そのようにしていただきたいのですが、1つお約束していただきたいのですが、希望として、今、現場で動いている方たちは人数少ない割に一生懸命やっていると思っています、私なりに。ただ、それにまた負担をかけて、そういう派遣しろとか、出せとか言うことではなくて、環境省自らその判断をしてほしいというのが私の質問というか、質疑の内容ですので、それは間違えないでください。あくまでもゼネコンにやらせるのではなくて、自ら考えていくということはやっていただけますでしょうか。もう一度。

○議長（堀本典明君） 中村さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） ありがとうございます。今例えば現場にいる作業員一人一人の方の負荷を増やすとか、そういった趣旨ではもちろんおっしゃるとおり、ございませんで、まず環境省として主体的に、現場において安全管理がなされているかということを確認して、一方でそれぞれの現場でも責任ある施工をどうしても受注者にしていただく必要もありますし、そういう意味では、今いる人が追加的にこういう作業をしろ、ああいう作業をするというよりは、例えば誘導員が必要であれば、警備会社も含めて誘導員の配置をするですか、もしくは受注者、発注者が共同してのパトロールにおいて適切に状況を確認するとか、あるいは環境省も発注者としてきちんと全体で安全管理がなされているか見ていくといった趣旨でございまして、現場の個々で、少ない作業員がいる中で、その人たち一人一人に負荷を増やすとかいうつもりはございませんで、きちんと環境省の立場で、安全管理がなされているかというのを工事を監督する立場で、そこはきちんとしていきたいと思ってございますので。ご指摘ありがとうございます。

○議長（堀本典明君） そのほか質問ございませんか。

1番議員。

○1番（安藤正純君） 今日、内閣府もいらっしゃいますし、これはあくまでもお願ひレベルなわけですけれども、先日、内閣府副大臣、環境副大臣も兼務されている中田副大臣と意見交換あります、その席は関谷所長も同席されていたと思うのですけれども、小良ヶ浜地区の特定帰還居住区域の対象外になっているのだけれども、養豚業者が営んでいた太平洋ブリーディングというのがありまして、あそこで数万頭がなくなっているのです。それを溶液というで溶かして、姿形がなくなった状態なのですけれども、あの周辺の人は大変気持ち悪がっているのです。建物も、あと土壌も、やはり除染、解体してほしいという要望が上がっておりますので。大臣いわく、それは初耳だということで、事務方のほうと話を聞いて判断したいということなのですが、これはあくまでも残された国の課題という

ことでも結構ですから、やはり住民帰還の妨げになっている施設だということを常に頭に入れておいてもらって、そこもきれいに解体、除染してもらいたいということを申し上げたいと思います。それ、樋本さんとかに意見もらえればありがたいのですけれども。

○議長（堀本典明君） 樋本さん。

○内閣府原子力災害現地対策本部総括班長（樋本 諭君） ご指摘ありがとうございます。後ほど、中田副大臣と関谷所長との間でいただいたお話について改めてよく伺っておきたいなと考えております。

まず、特定帰還居住区域については従前からご説明させていただいているとおり、帰還された方々の帰還意向のあられる方の生活圏ということでやらせていただいて、まずはそこをしっかりと取組をさせていただくということかなと思っていまして、今まさにご指摘いただいたように、その後残る様々な残された課題ということについても、その後町の皆様方とも実情も現状もよくいろいろ伺いながら検討させていただくということにさせていただければと思っております。

以上でございます。

○議長（堀本典明君） 環境省からはご答弁ないですか。中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） ご指摘ありがとうございます。中田副大臣にそうしたお話をあった旨、我々としてもお伺いしてございまして、現状としてはどうしても、副議長ご指摘のとおりで、区域に直接入っていない状況でございまして、太平洋ブリーディングの施設のかなり規模が大きくて、かつ南北に長いところありますので、うち本当に南側のところの道路が今回の特定帰還居住区域になっておる関係で、その道路の外縁に該当する部分の20メートルといわゆるその範囲については、解体ないし除染については外縁の除染として対応できる部分もあると思っておるのですけれども、一方で副議長ご指摘のとおり、どうしてもその外側になってしまふ箇所については、やはり今の時点では特定帰還居住区域になっていない部分でございますので、その辺りは残された課題として、内閣府の今樋本班長からもありましたとおり、内閣府とも、あるいは復興庁とも相談しながら、残された課題として受け止めさせていただき、環境省としては、制度上除染できるようになれば、そこはきちんと除染あるいは解体を対応していくことだと思ってございます。

○議長（堀本典明君） 1番議員。

○1番（安藤正純君） ありがとうございます。町もくれぐれもこの問題に関してはずっと追跡というか、今答弁あったように、例えば線と点とか、20メートルタッチしていれば、もしタッチしたところが1筆であれば、その奥まで行けるというルールもあるみたいですから、そういうものに絡めながらもしやれば、絡めることができなければまた別枠で、住民帰還という目線からやってもらいたいと思います。あと、町も、この問題はどこかで尻切れとんぼにならないように、どこまでもやはり追いかけて、住民帰還に妨げになるということを言い続けてもらいたいと思います。生活環境課長も

答弁ください。

○議長（堀本典明君） 生活環境課長。

○生活環境課長（猪狩 力君） いただいたご意見につきましては先日伺っている中で、計画認定については企画課が進めているところですけれども、現場を見ながら、今後の回答もいただいた内容を踏まえて取り組んでいきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） そのほか質問ございませんか。よろしいですか。

9番議員。

○9番（渡辺三男君） 帰還居住区域ということで、その1工事で大分、小良ヶ浜、深谷地区、大分解体除染が進んできているのですけれども、今の副議長の質問とも関連するのですけれども、太平洋ブリーディングの場所が、帰還にマイナスになるって、富岡町の中ですから、それは当然あるかと思うのですが、それ以前に、やはりこの帰還居住区域の制度上、どうしても民間の近くの山とか、そういう部分ができないところあると。深谷、小良ヶ浜の行政区懇談会、説明会でも、各町民の人がもういろいろ、何とかならないかというような要望がかなりあったと思うのです。今の制度は今の制度で理解しますけれども、この制度が一日も早く、広く広がっていく制度をつくってもらわないと、全く帰還したくても帰還できないような状態になりますので。これ自分の屋敷のすぐそばに山があって、外縁で20メートルやって、そのほかをやっていないというような状況がいっぱい見られますので、その辺を内閣府と環境省で強く要望していただきたいと。当然町は全面除染と言っていますので、そのたび要望はしていると思いますので、今後そのようなスピード感を持って進んでいただければありがたいと思います。どうでしょう。

○議長（堀本典明君） 樋本さん。

○内閣府原子力災害現地対策本部総括班長（樋本 諭君） ご指摘ありがとうございます。あと、また改めて、この特定帰還居住区域の制度について日頃からご理解を賜っておりますので、大変ありがとうございます。

冒頭も申し上げましたように、本当にこの10年たつ中で、帰還されたくてもまだ帰還いただく状況になっていないという形で、多大なご不便、ご迷惑、おかげしている中で、一昨年ですけれども、こういう制度を設けさせていただいて、町からもご申請いただいてということで今進めさせていただいているところだというふうなところだと思っております。先ほどもいただいた点も含めて、これから引き続き残された課題についてどういったことが私どもできるのかというところについては、またいろんな形でご要望、あと住民説明会の場でも様々な方からお話を伺っているところでもありますので、しっかりと受け止めさせていただいて、検討させていただければと考えてございます。また引き続きご指導よろしくいたします。

○議長（堀本典明君） 9番議員。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。そもそも一番最初に帰還困難区域になった場所は、

我々はもう戻れないだろうと、そういう意識を一回持ちました。そういう中で、やっぱり町の努力、また復興庁とかいろいろな各省庁の努力によって、困難区域も除染できるようになって、夜の森地区は解除まで、もうこぎ着けたと。残される小良ヶ浜、深谷地区だけになったわけですけれども、やっぱり我々は最初帰れないと思ったのが帰れるようになってくるということで、期待を持っています。その期待もますます大きな期待になってきておりまますので、今言ったように残された課題を一日も早くクリアできるような努力方、この席でお願いして終わります。

○議長（堀本典明君） そのほかございますか。

8番議員。

○8番（高橋 実君） 関連で。この特定復興再生拠点区域、去年の2月、議会で承認したのだけれども、そのとき、私から対象を最終的に年1回の見直しはしますよと。この見直し、結局議会、町民の人が漏れたところが、こうこう、こういう具合でやってくださいって言ったやつ、全部やるということではなく。ただ20メートルの縛りだとかそんなことよりも、これをやるときに戻る戻らないという話をしたのだから、戻る意思があるところは20メートルルールとか、これはというところを、いい頭持っているのだから理由を確立してやってやる努力の姿が全然見えないから、直近でこういうところも、富岡町、いわき市、郡山市の説明会で出たでしょう。90過ぎた老夫婦と息子と。ああいうのは、ああいうところで町民が言うのではなく、執行部ないし役場職員ないし議会の中で、やっぱりやるべきなものはやらせないと。やってもらうとは、私は考えていないから。やれとしか言わないから。お願いしてこういう避難体制取っているわけでないから。そういうものは。ちなみに、2月以降、見直し1回ぐらいはやっているのか、やったとすれば1m<sup>2</sup>でも10m<sup>2</sup>でも見直し区域拡大したのかどうなのか、そこから説明してください。

○議長（堀本典明君） 樋本さん。

○内閣府原子力災害現地対策本部総括班長（樋本 諭君） ご指摘ありがとうございます。また、まさにおっしゃっていただいたとおり、あの住民説明会でもそれぞれお伺いさせていただいて、まさに皆様方から、まだご帰還できない皆様方からのお気持ちも含めて、現状も含めていろいろお話を伺ったというところであります。また、思い起こすと、まさにいただいたとおり、特定帰還居住区域の町からのご申請に当たってのまさに昨年2月の手前の段階でのプロセスのことも、まさにご指摘のとおり思い起こされるところでございます。

そうした中で、今まさに住民説明会でもご協力の依頼をさせていただいておりますとおり、帰還の意向の調査、1回目のときに、そのときにはまだご帰還の意向がない、あるいはまだ回答できないよというような方々を対象に、今第2回の意向調査をさせていただいて、その結果を踏まえて、またこの制度の趣旨にのっとる形で見直しをさせていただこうとなってございます。ただ、他方で、今状況を伺っておりますと、この意向調査も当初予定していた時期より期間を少し延ばして、なるべくこの2回目の意向調査の中でも住民の皆様方の意向をなるべく拾えるように、少し期間を延ばそうという

ような話も伺っておりますので、そうしたこと也有って、ちょうど1年たつところでありますけれども、まだ具体的の意向を踏まえた見直しについてのご検討はまだ町でも進んでないというようなところになっているかとも承知をしております。いずれにしても、我々もそういう形で住民の皆さんとの意向、まさに帰還の意向のあられる方々が戻れるように、一刻も早くまずそこをやりましょうということで、非常に難しいご決断、ご理解もいただきながら、この特定帰還居住区域の制度を進めているところでありますけれども、まさにそうした趣旨にも鑑みますと、やはりそういう意向調査の在り方もあり期限を早め早めに切るというよりは、少しそういう今の住民の皆さんの意見をなるべく拾うような形でその調査にも反映できるようにということも考慮しながら進めさせていただくという形、私どもも適切だと認識しておりますので、そういうところの状況もご理解賜れればと思ってございます。

以上でございます。

○議長（堀本典明君） 8番議員。

○8番（高橋 実君） それから、これ去年の2月に当時の富岡町議会議員10人が了解したのは、最終的にこれでという、プラス年1回の見直しをしますということで了解したわけだから。局長、このときの会議録、あと抜粋してください。来ている職員の人らもメモ取っているのだろうから、やっぱり約束は守って。事情も分かるけれども、まずは戻るか戻らないかというのはやったわけだし、20メートルルールも分かる、私は。それでも、好きでこうなったのではないのだから、東京電力と国の責任なのだから、これで年1回は最低見直しをするだけで、毎月したって別に構わないわけだし。何のための特措法でこういうことやっているのだが、全然まだ理解できないから。だんだん、薄れてきているのだろう。この太平洋ブリーディングの件だって、今回初めて出た話でないのだ。何回も出ていたのだ。初めて聞いたようなこと言う答弁しているけれども。違うのです。担当替われば前のことみんなクリアボタンを押したのでは駄目だ。とにかく約束したのは、守ること。大臣が替わろうが、総理大臣が替わろうが、事務次官であろうが副大臣であろうが、早急に対応するような努力を、努力でなく結果を提示してください。

○議長（堀本典明君） 樋本さん。

○内閣府原子力災害現地対策本部総括班長（樋本 諭君） すみません。ご指摘ありがとうございます。まさに約束したことをしっかりと、履行せよということでご指摘いただいたかと思っております。

昨年のその場へ私も、この場でも一緒ですけれども、座させていただいていたというところでありますので、また今日いただいたご指摘などを踏まえて、あと今の町の中でのご検討の状況などもいろいろとまた伺いながらだと思いますけれども、しっかりと対応できるところで対応させていただこうと思っております。また引き続きご指導いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） そのほかご質問ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堀本典明君） ないようですので、先ほどご説明の中で、可燃物の大熊町の仮設焼却施設へ

の処理というようなお話、ご説明ありました。特にご質問等、ご意見ないようですので、町内事業との調整をしっかりとしていただきながら、安全に輸送していただければと思いますので、よろしくお願ひしておきます。

質問がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして、付議事件1、除染・解体工事及び仮置場の状況、中間貯蔵施設への輸送計画並びに特定廃棄物埋立処分事業の状況等についてを終わります。

ここで、説明者入替えのため、暫時休議いたします。

休 議 (午前10時50分)

---

再 開 (午前10時51分)

○議長（堀本典明君） それでは、再開いたします。

次に、付議事件2、富岡町災害復興計画（第三次）についての説明を企画課長より求めます。

企画課長。

○企画課長（杉本 良君） それでは、企画課から富岡町災害復興計画（第三次）について説明させていただきます。

本計画につきましては、第二次が今年度いっぱいの計画期間であることから、昨年度からワークショップ等を開きつつ、第三次の策定に向けて取り組んでいるところでございます。なお、議会からも、2人の議員の方、委員として2年間加わっていただいておりますので、この場をお借りいたしまして御礼申し上げます。

計画の内容につきましては、ただいまから企画政策係長から説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 企画政策係長。

○企画課主任兼企画政策係長（猪狩英伸君） では、私から災害復興計画（第三次）策定に係る説明をさせていただきたいと思います。着座にて説明させていただきます。

お手元、配付しております富岡町災害復興計画（第三次）（案）を御覧ください。本年度末をもちまして計画期間を終了する第二次災害復興計画後期編に代わる長期総合計画といたしまして、昨年度より2か年をかけて策定作業を進めてまいりました。富岡町災害復興計画（第三次）につきましては、おおむね計画書（案）としてまとめましたので、ご報告させていただきます。

本計画は、令和7年度から令和16年度までの10年間を計画期間とし、町の復興創生の羅針盤として、全ての個別計画や実施計画であるアクションプラン策定の際の基礎となる最上位計画でございます。令和5年度におきましては、まず上半期でより多くの町民の方々の意見やニーズの把握をすべく、10回にわたり計180名の方々によるワークショップを開催し、課題の整理から日頃の生活で感じていること、こうあってほしいという富岡町のイメージについて、多岐にわたるご意見やアイデアをいただき

ました。いただいたご意見といたしましては、施設整備や大きな事業に関するものというよりは、日頃の生活環境に関する悩みや娯楽や余暇の充実に関するものが多く、富岡町が持つ自然環境の豊かさや歴史、文化の継承に取り組んでもらいたいという前向きな意見が多かったと認識しております。

下半期では、こうしていただいた意見や第二次計画後期の事業評価の結果、社会経済情勢や町を取り巻く状況変化等を踏まえながら、計画の基本構想となる骨子案の検討のため、骨子案検討委員会を4回開催し、公募や推薦による町民の参加、民間団体や有識者の方々、議会からも委員としてご参加いただき、町が目指すべき姿を「一人ひとりの幸せでみんなの未来を創る 富岡町～住むほど、関わるほど、魅力と愛着が湧く町～」とし、基本理念や具体的な方針として5つの分野を骨子としてまとめさせていただきました。

令和6年度におきましては、その骨子を基に、具体的な政策、施策につきまして、7回にわたり政策化会議を開催し、協議を重ね、毎年、国、県と共同で実施している住民意向調査の結果なども踏まえつつ、本年1月にはパブリックコメントを実施し、引き続き町民の方々のご意見や考えの把握に努めてまいりました。人口推計や財政状況等、理想だけでは語れない分野におきましても、現実的な数字に基づいた内容を記載し、それらの現実に向き合っていく姿勢と計画をリンクさせるよう、検討を深めつつ、第2期復興創生期間以降の財源確保に係る国との協議なども意識し、具体的な記載というよりは、包含的に様々な状況変化に耐え得る政策、施策の体系を整えたものとなっております。

1月に実施いたしましたパブリックコメントにおきましては、厳しいご意見等もいただきましたが、おおむね政策や施策、取組の中で盛り込んでいる内容が多く、寄せられた個々の要望等は、今後の施策検討の参考とさせていただきたいと考えております。計画書を策定することが目的ではなく、本町の復興創生計画に基づいた事業の検討、実施と、それらの成果や効果が現実となることが本計画の目的であることから、継続的に個別計画やアクションプランの作成、成果指標の設定と評価、そして反映というP D C Aを回していく体制の確立が重要であると考えております。成果指標の設定や評価の方法につきましては、現在実施中の事業、そして今後求められる政策や事業等を総合的に勘案し、担当課と緊密に検討していくことが必要であることから、次年度、担当課と成果指標の設定作業を実施し、評価体制についても固めてまいりたいと考えております。

昨年度から引き続き、議会の皆様にも両常任委員会や全員協議会のほかにも骨子案検討委員会、政策化会議へオブザーバーとしてご参加いただき、総合開発審議会においてもご審議をいただいておりました。2月19日に実施いたしました総合開発審議会におきましては、それまでの協議内容、意見等を盛り込んだ計画案について適当である旨、答申をいただいております。本計画の策定には、皆様のご協力が非常に大きく、この場を借りて改めて御礼申し上げます。計画書の構成における全体的な方向性、政策、施策につきましては、本日の説明をもって固めさせていただき、最終版として3月議会に議案として提出させていただくこととしております。

なお、計画書のデザインや文言の一部修正などの軽微な変更につきましては、正式な計画書として

印刷直前まで作業が必要なため、ご理解賜りたくお願い申し上げます。住んでみて、関わってみて、魅力があり、愛着が湧き、一人一人が幸せを感じることができる町を目指して、できること、今までの復旧復興のステージでは難しかった当たり前のこと注力し、その上で富岡町の魅力を発展、拡大、発信してまいりたいと考えております。

説明は以上となります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。  
いかがでしょうか。ご質問ないでしょうか。よろしいですか。

8番議員。

○8番（高橋 実君） 5分間休憩を求めます。

○議長（堀本典明君） 5分間休憩いたします。

休 議 （午前10時59分）

---

再 開 （午前11時04分）

○議長（堀本典明君） それでは、再開いたします。

休議中にありましたが、委員会で配付していただき、目を通されている方も多いかと思います。ただ、次は定例会に出ますが、今回担当の係長等がいる場面でご質問できる最後の機会となっておりますので、忌憚ないご意見、出していただければと思います。もし質問があれば、どうぞ。ございませんか。

1番議員。

○1番（安藤正純君） 所管で申し訳ない。大事な案件なですから、誰も質問しないというわけにいかないので、21、22ページ、人口の状況と見通しというところなのですけれども、町内居住者、届出が今約2,600人なのですが、この22ページの、これはあくまでも目標だから、係長がこうなりますって断言しているわけではないから、責任は感じなくてもいいのだけれども、大体今の倍だ、令和16年になるという見通しなのだけれども、その見通しの根拠は何なのか教えてください。

○議長（堀本典明君） 企画政策係長。

○企画課主任兼企画政策係長（猪狩英伸君） この人口の推計につきましては、今の現状というところ、あとこれまでどのように推移してきたかというところを踏まえながら、現実的な増加率というところを考えて、さらにそこに町内に届出を出さずに居住されている方もいらっしゃいますので、そういった方も推計に含めて、目指すところは5,000人というところで設定したものでございます。ただ、その中にはもちろん自然減ということで、お亡くなりになられてしまう方であったりとか、そういう方ももちろんいらっしゃいますので、そういう状況も踏まえながら、これが本当にそのとおりいくかというところは、実際になってみないと何とも言えないところではございますが、あくまで目標として、今の状況を推移して10年後、5,000人を目指すという、ここにたどり着けるようにというこ

とで推計をしたものでございます。よろしくお願ひします。

○議長（堀本典明君） 1番議員。

○1番（安藤正純君） あくまでもこうなったらしいなということで受け止めます。やはりこういうものを誘致することが決定したからとか、そういう具体的に何かいい話があって、右肩上がりにいくよと、そういうのがあればなおさらいいのかなとは思うのですが、今の段階でやはりこういうふうな表現しかできないということはしようがないと思いますので。

あと、復興とか、創生とか、帰還と移住の促進とか交流人口の拡大、やはり今と同じ論法でいくと、帰還とか移住の促進と言葉では出せるのだけれども、では具体的にどういうふうな政策で帰還とか移住を促進するのだというところになると、絵に描いた餅を並べたことになってしまうので、その辺まであればいいのかなと思うので、やっぱり具体性に欠ける目標の計画なのかなと見えてしまうのですけれども、その辺はどのように考えていますか。

○議長（堀本典明君） 企画政策係長。

○企画課主任兼企画政策係長（猪狩英伸君） まさに重点政策の中でも人口の増、あと関係交流人口をどうつくっていくかというところを重要視して記載しておりますが、今1番議員おっしゃったとおり、当町の状況というところは、移住、定住につきましてもなかなか移住、定住がすぐに成果が出にくいものというところもありますし、正直、ほかの一般的な自治体と比べて結構マイナス的なイメージ、要素というところが多いところからスタートしているものと考えております。その中でも移住を進めていく上で、支援施策につきましては胸を張って全国的にもいい状況であると言えると思っておりますが、正直、移住事業に携わる者といたしまして、何を基に富岡町に来ていただけるかというところを重要視していきたいと考えております。その中で、自然環境であるとか富岡町の魅力というところ、まずこれを、インフラの復旧も含めて生活環境の整備、そういったことで充実させていき、富岡町で実際に住んで、支援だけを目当てではなくて、富岡町の魅力に基づいて定住してくれる方ということを増やしていくかなければいけないと考えておりますので、まずは今回、全体的な計画となっておりますが、そういったところと併せて、同時並行で移住、定住事業を進めていく。移住、定住事業につきましては、我々も事業を実施する上で中期戦略というものを立てております。それが来年度見直しとなりますので、この計画を基に中期戦略、もっと具体的なものとしまして、より移住、定住が進むように、どういった形で事業を実施していくかというところを踏まえて検討して策定していくと考えておりますので、総合計画としましては包含した内容となっているところはもうやむを得ないところかなと思っておりますので、ご理解いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 1番議員。

○1番（安藤正純君） 答弁ありがとうございます。よくテレビなんかで住みたいまちランキングとか、なるほどな、これなら俺も住んでみたいななんて思うところも結構全国にいっぱいあって、やはりそういうところと競争だから、同じスタートラインではない。かなりスタートラインをバックした

ところから戦わなければならないから、ハンディキャップがすごいとは私も思います。ただ、今係長言ったように、来年度見直しをすると、移住定住政策。だから、例えばとみおかプラスならとみおかプラスに年間どれくらいかかっているのだと。今まで年間平均で何人くらいが移住したのだと。だったらそれだけのお金かかっているならば、興味ある人に宿泊代出して、弁当代出して、交通費も出して、バスで富岡町見てもらったり、直接見学してもらったほうが効果があるのでないかとか、検証する時期に来ているのかなと思うのだ。だから、やはりいろんな効果があったのか、なかったのかを査定するというのは必要なと思うので、やり方を変えるのも一つの方法かなと思うので、その辺も検討してみてください。私これ所管で言うのもおかしいのだけれども、意見出ないのもどうなのかなと思うので、そういうことでお願いします。

○議長（堀本典明君） 企画政策係長。

○企画課主任兼企画政策係長（猪狩英伸君） ご意見ありがとうございます。まさに効果検証、こちらも国からも、交付金等を充てる上で求められている内容となっておりますので、まずはどういった形でその効果、指標を設定して、実際にそれがはかれる指標なのかというところも踏まえて検討した上で、事業の内容については、こちらも私も今の事業、何でかんでも同じことを続けるというような考えではありませんので、こちらについては毎年、事業者と、あと担当者と一緒にそこの見直しというのは随時行っているところでございますので、これから三次計画、そして進めていく上で必要な事業について、改めて来年度も検証し、より効果的な成果を上げられるように努力してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） そのほかご質問ございませんか。

8番議員。

○8番（高橋 実君） 一生懸命係長やっているのをくぎを刺すようだけれども、21ページ、22ページの人口、23、24、25ページの財政、財政は令和5年までしか出ていないけれども、人口は出ているのだ、これ。それで、特に22ページ見ると分かるのだけれども、一生懸命やっている割には、今の国事業の富岡町内の解体、除染、2029年12月31日、最終なのだ、今の状態で。ここで、令和10年あたりから令和11年、令和12年一部、この3か年で下がってきて上がっていくなら分かるのだけれども、下がることを考えていないのか。作業員の住民票関係、これに伴った税金関係。産業団地、仮にここら辺で誘致決まって、どんとそれなりの企業が来てという前提でこういうグラフを設けているならいいのだけれども、何も考えていないのかなというふうに見えるのだ、人口と財政。減るんだ、ここ。最低限度、国策でやっている作業員はいなくなるのだから。あと、もっとあるのだけれども、部分部分で。ただ、この人口と税は外せないから、そこら辺どんなふうに考えてこういうふうなグラフになっているのかなって思うものだから、質問させてもらいます。

○議長（堀本典明君） 企画政策係長。

○企画課主任兼企画政策係長（猪狩英伸君） まさに人口推計、こちらやるときに、担当者としても

どういった形で推計していくかというところは非常に悩んだところでございます。まさに議員おっしゃったとおり作業員の流出というところを踏まえると、例えば町内居住届出されている方も、出していない方も、一定数減少するという可能性というところはもちろん否めない部分でございます。ただ、それ以外の部分でも、どのくらいの人が減るかという具体的な数値というところもなかなか私たちとしても把握できない部分でもありますし、それ以外の要素で増加するという可能性もなかなか、具体的にどういう要素で増加するというところが申し上げにくいところではございますが、その不確定な要素というところをここに盛り込むことが難しかったというところでこのような推計になっているというところでございます。

財政につきましても、あくまで現状の状況について記載をさせていただいておりますが、こちらは今後どうなっていくかというところで最後のほうに行財政運営に向けてということでまとめさせていただいておりますが、総務課で作成しております中期財政計画、そちらにつきましては将来的な財政の状況とか、そういうことも踏まえて記載している内容になりますので、それに基づき、この適正な行財政運営というところを記載させていただいているところでございますので、あくまで総合計画として記載する上ではこういった書き方しかできなかつたという、そこはもっとうまいやり方があったのかもしれません、私のほうでは現状そういった形で推計をさせていただいて、財政状況について記載をさせていただいたことになります。よろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 8番議員。

○8番（高橋 実君） だから、一生懸命やっているのは分かるのだけれども、仮に直近から2年前ぐらいから議会で何しゃべってきたのだが、誰が何を質問したかでなく、どんなことを質問あったのだか総体的に考えれば、この解体、除染のときに必ず2029年問題は言っているわけだから、ここで今現在二千二、三百人登録している住民のうち何割が、それがなくなつたらいなくなるのか予測が立つわけだし。大体新しく家建てたという人は、令和29年にいなくなるというのは考えにくいだろうけれども、借家あたりにいる人らは、そういう人らが多いから、ある程度の予測は立つわけだ。企画課で立たなくても、住民課で立つだろう。住民異動してくるから。個人情報がかかって、ここまで確認取れる、取れないあるのだろうけれども、説明の中でそういう説明しているのだから、予測立ててやっていかないと、人口に対して総務省だって国の補助だってどうなってくるのだが、今後。いろんなこと絡んでくると思う。人口と税。だから12月から基金のことも言うようになったのだけれども。残りのページだって人口と財政に関係したところをもう一回おさらいしてもらえばと思ってあえて質問したのだ。一生懸命やっているのは分かる。

○議長（堀本典明君） 企画政策係長。

○企画課主任兼企画政策係長（猪狩英伸君） ありがとうございます。今いただいた状況につきましては、こちらの計画も10年間ずっと同じというわけではございませんし、前回と同様5年後に見直しを図るというところで考えております。今いただいた内容も踏まえて、5年後見直しを図る際には、

2029年問題というところと財政の状況、そちらもまた国の復興財源の状況についても変わってくると思いますので、そういう状況も踏まえながらの推計であるとか、そういうところを改めて検討させていただいて出させていただくような考え方でありますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） そのほかご質問ございませんか。

9番議員。

○9番（渡辺三男君） 13ページ、見出しなのですけれども、簡単に言いますと「双葉郡行政の中心」ってなっているのですが、本当に中心であり得るような努力が必要だと思うのです。ただこういう見出しだけだと立派な見出しで中身が伴わないという感じになってくると思うのです。もう富岡町、郡役所とかいろいろあって、8か町村双葉郡の中心として動いてきたのが、もうみんなよその町に取られていっているわけですから。ましてや養護学校だって県の出先で楓葉町に行ってしまったと。そういうことをきっちり踏まえてやっぱりやっていかないと、何にもなくなってしまって、富岡町裸になってしまいます。中高一貫のバドミントンだって何だってみんな広野町に行ってしまったわけですが、あの状況、あのときの状況を考えればそういうのはもうしようがない部分だったのかなと思うのですが、今さらまたなくなるのという思いがあると、こういう文言聞くと、私もちょと頭くらくらするのです。

あと、その3ポツ目なんかは、先人が切り開いた日本一小さな漁港、これNHKまで放映して、一時話題になりました。富岡町にとって大きな財産だと思うのです。これが富岡漁港に変わったがために、こういうのは全てもう忘れられていると。町でもこういうところには一円のお金もかけてくれない。今どういう状況になっているか、皆さん分かりますか。後ろのほうから崩れていって、もう少しでみんななくなってしまいます。ここを開いた三瓶一見さんの碑でも何でもあるのです。ああいうもの、みんなおっこって、なくなってしまいます。やっぱりこういうものは大事にしていかなくてはならないと思うのです。夜の森の桜だって、先人が植えた桜を、ただ餌にしているだけなのです。ただ今回、富岡第二中学校跡地の脇からその辺の整備も始まった。私は、やっと始まったのかと、本当に胸なでおろす思いでいますけれども。こういうものは絶対残さなくてはならないものというはあると思うのです。だから、しっかりそういうものを残していただきないと、全て絵に描いた餅になってしまいますので。どこかにツツジなんかもうたっていましたけれども、ツツジなんかあるのですか、富岡町、今。駅のツツジみんななくなってしまって。それを継承するような別な場所にツツジというのを植えて、何とか夜の森のツツジの木ですか。そういうものを継承する、何か足跡、どこかにつけて始めたのですか。全然多分やっていないと思うのです。多分皆さん頭ひねってすばらしいものをつくってくれたのだと思うのだ。ただ、このすばらしいものをつくったものに対して10年間、これについていけるかどうかというと、かなりやっぱり財政が伴うから厳しいと思うのです。ただ、財政が伴うから厳しいにしても、残すものは絶対優先してやっていかなくてはならないという意識を持って、この三次計画に基づいて行政が進んでいただきたいというお願いなのです。

○議長（堀本典明君） 企画政策係長。

○企画課主任兼企画政策係長（猪狩英伸君） 今いただきました13ページ、14ページ、こちら町の特性といたしまして、富岡町が誇る歴史とか、そういった文化というところを記載させていただいたページになります。あえて今の状況と違う、過去の富岡町の状況を載せたというところは、これに倣つて大事なところは残していくたいという思いから、このページを載せたところでございます。

今まさに議員がおっしゃったとおり、大事にしていかなければいけない、優先しなければいけない内容というのはもちろん重々承知の上でございますし、重点政策というところに改めて町としてどんなことを進めていくかというところを幾つか、たくさんある政策の中から抽出させていただきましたが、その中でも花と緑あふれる町づくり、そして歴史と文化の継承ということを入れさせていただいております。そういうことを踏まえて、今後の事業であったり、もちろん関係各課でつくるようなアクションプランとか、そういうところを反映させていく考えであります。

○議長（堀本典明君） 主幹。

○企画課主幹兼課長補佐（小原真理子君） ツツジにつきましては、住民課のほうで心の復興事業を実施しており、そこでN P O法人主体でツツジの苗木を数年前から育てておりまして、それが少し大きくなりましたが、今度3月15日に夜ノ森駅の駐車場のワンブロック、植樹をして、少しずつツツジの復活に向けて取り組んでいくということを進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（堀本典明君） 9番議員。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。担当課、知恵絞って皆さんですばらしいものをつくりていただいたものですから、これに基づいて町が進んでいければ、一番これありがたい話で、ぜひそういうふうに進んでいただきたいと。行政でやることですから、今ツツジのことも答弁もらいましたが、行政でやることにしてはあまり小さ過ぎる。確かに夜ノ森の駅のツツジをあれから種を取つて育てていって、どのくらい増えたのか分からぬすけれども、もう14年ですか。行政でやるにはあまり小さ過ぎる。1か所の公園に、公園の周りに全部ツツジを植えて、これが夜ノ森駅で全部もうなくなってしまった種から取ったツツジだよというような見せられるようなものをつくれば話は分かるのですが、14年たって初めて夜ノ森駅前の駐車場の脇に植える。あまり小さ過ぎるのかなと思うのです。今から膨らんでいくのだとは思うのですけれども。ぜひそういうもの、古いものをきちんと継承していくって、初めていい町ができると思うのです。それで、移住定住だって、何が魅力で来るのですかということですから、どこの町もみんな同じなのです。同じ中で、建物なんか造ったって来ないですから。今言ったように花と緑あふれる町、こういうところは好んで来ますので、そういうところにぜひ重きを置いて、あと古い文化をきちんと継承する町だということをP Rしながら進んでいただければ、この三次計画に基づいた町づくりができるのかなと思いますので、ぜひよろしくお願ひします。

○議長（堀本典明君） 企画政策係長。

○企画課主任兼企画政策係長（猪狩英伸君） ご意見ありがとうございます。肝に銘じて、次年度以降の事業、あとこの計画についても成果の指標というものを来年度策定するようになりますので、そういうところの意見も踏まえながら、成果指標、そして今後の評価というところを実施して、実現できるようにしてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） そのほかご質問ございませんか。

7番議員。

○7番（宇佐神幸一君） この内容的には、総合審議会でも見ましたので、私はおおむねいいと思っています。ただ、これの中の38ページ、エリアの説明の中で、これもエリアもこの形が望ましいと思っています。ただ、これを実際的に何年間よりも、できるものはすぐやっていただくために、町長にお聞きしたいのですが、各このエリアの中の所管課のスムーズな対応というのも、やっぱり企画課のこの第三次復興計画に対しての役割って相当大きいと思うので、町全体で考える、企画課だけではなく、各課の指導というのも強化していくことによって、これ10年間、またずっと進むと思うし、またこの企画課の計画書自体が第三次復興計画が生きると思うのですが、町長か副町長、ご判断いただけてご答弁いただけますか。

○議長（堀本典明君） 宮川副町長。

○副町長（宮川大志君） ご意見ありがとうございます。まさに今企画課でこちらを書いておりますが、もともとの政策化会議であったり、その前の審議会も含めて、まず役場の職員が基本的には入って、その総結集という形で進めております。今いただいたこちらの37、38ページの土地利用構想も含め、この計画全体は、基本的には主役というか主人公は企画課というよりかは各課の職員、各課でございますので、そちらとの連携は町でも、私ども副町長のほうでもしっかりと指示をして、しかるべき日を定めて、その達成に向けてしっかりとリードしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（堀本典明君） 7番議員。

○7番（宇佐神幸一君） そのようにやっていただきたいとともに、こういう過去の話なのですが、ここに今回、駅前・市街地活性化ゾーンということはいいことだと思うのですが、あくまでも、今駅前のところに商業地が出ていて、昔いう中央商店街の道の方が、向こうに移ってしまうのではないかというような、単なるうわさ話を信じてしまう方もいらっしゃる。だからやっぱりこういうのを出すことによって、この地区はこうだよというのは役場、また担当課が示すというのはやっぱり町民の心構えとしてはいいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（堀本典明君） 宮川副町長。

○副町長（宮川大志君） ご意見ありがとうございます。まず、町としては町内の均衡ある発展というところをテーマとして、しっかりと取り組んでいるところでございます。その上で、まずは様々な方

がこの計画御覧になると思います。まず、この計画をパブリックコメントもさせていただきましたが、議会のご議決を今議会もしいただけたとしたら、次年度発効になりますので、その辺り改めてこちらを御覧いただいて、町の考え方であったり今後の10年間について、皆様方一人一人にどのように当てはまる計画なのかなというところも考えていただければ、町としては幸いかなと思ってございます。

以上です。

○議長（堀本典明君） そのほか質問ございませんか。

5番議員。

○5番（渡辺正道君） 私の場合は質問でも何でもありません。お願いというか、意見として聞いてほしいのですが、先輩議員、皆さんのがやり取り聞いていても、結局行き着くところは絵に描いた餅ということが2人の議員の方がおっしゃっていました。私もまさにそのとおり、机上の空論にならないように、ぜひとも具現化できるようにご努力お願いしますって、順不同になりますが、しておきます。

それで、段階を踏んで第二次復興計画を検証した上で、いろいろな段階を踏んで本計画の策定というか、やっと三次計画が出来上がってきたところだと思います。そして、内情も知っています。今さらこれ、ああだこうだ言っても大きな変更はできないということでしょうから、その辺を理解した上でお話をさせていただきたいのですが、これ全町民に配りますよね。やっぱり唯一空欄というか、今後加筆できるのが、見てみたら町長の挨拶と、あとどこかに政策化会議議長の挨拶というところになっていますが、その町長の挨拶、ああだこうだ言うつもりはないですけれども、その1ページをめくって、町民がやっぱり帰ろうと、住んでみよう、戻ってみよう、やっぱりよかったなというような、誠に抽象的なお話ですが、思いになるような、ぜひともご挨拶というか文面にしていただきたいなと。

あとは、ある程度、これ出るのは来年度出るのでしょうかけれども、この話だんだん、だんだんこれをやっていると何か一般質問みたいになってしまふから、ほどほどにしないとと思っているのですが、とにかく現町長の4年の集大成のある程度の結果と今後の羅針盤が出てくるわけでしょうから、その辺を十分組み入れた、ぜひとも熱い気持ちの入った挨拶にしていただきたいなとお願いしておきます。

○議長（堀本典明君） そのような意見ありましたので、ぜひよろしくお願ひいたします。

そのほかございますか。

6番議員。

○6番（高野匠美君） ご苦労さまでした。大変勉強になるというか、私的には一番、このいろいろなページを見て、目指す姿と現状と課題というところと、政策指標、ここが気になるところがあるのですけれども、目指す姿と現状と課題というのは結構開きがあつていいのだろうとは思いますが、やっぱり一町民として、ではこれってあと何年後にしたらどうなっているのだろうという疑問を持ったときに、それを答えてくれる窓口というのはきちんとあるのかなとかとも思うのです。何でもそうなのですけれども、震災後、アクションプランとか、福祉計画とかって結構出しているのですけれども、

その結果が町からあまり報告されていないのです。だから、つくって渡して、それで終わりというのはどうなのかなって、もういつも思うのです。いろんなことを町はやっていただいているのですけれども、それに対して町民は、ここはこうでしょうという意見を言える場が今まであったのかなと思いますので、できればこういうつくったものに対してのご意見とか何かはここにというような何かあればいいのかなとも思ったので、それもお願ひということで質問します。

○議長（堀本典明君）企画政策係長。

○企画課主任兼企画政策係長（猪狩英伸君）今おっしゃったとおり、今まで、二次計画もそうですけれども、なかなか町民の方々にその進捗だと評価をいただく機会というのが正直なかつたというところが反省点ではございます。今回事業評価をやらせていただいて、内部の評価というところをやっているものの、実際それがどの程度反映されて、どのような評価を町民の方々がしているかというところを、三次計画ではそこはP D C Aサイクルの中で回していくみたいなと考えております。その中でも隔年、毎年やるというのはなかなか難しい部分がございますので、5年の見直しというところでは、町民の方々へのアンケートの実施であるとか、同じくパブリックコメント等で意見をもらうとか、そういう機会を設けながら、生の意見と、実際に町民の方々が判断する町の計画の進捗状況というところを踏まえながら、報告、そして見直しを図っていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君）そのほかございますか。

2番議員。

○2番（辺見珠美君）私からの質問は、62ページなのですけれども、人づくりのところで質問したくて、1つは施策1、特色ある教育の展開ということなのですけれども、結構書かれていることがすごくありふれた学校のような感じというか、今どきの学校は大体これは普通にやっているのではないかって思うような内容が書かれていて、どちら辺が特色ある教育として主張されているのかなというのは気になりました。

というのと、あと個々に応じた支援の充実というところで、施策3のところですけれども、個々に応じた児童生徒への支援の充実ということなのですけれども、つい最近、町民の方からの声といいますかで、中学校に上がるときに制服買うではないですか。その制服を買うときに、女子生徒がズボンを選んだら、そのズボンは有料ですって言われたのですって。中学校に上がるときの制服って、今無料なのですけれども、それをズボンに替えたら有料だったという話を受けて、何かこの個々に応じた児童生徒への支援の充実というところ、何か本当にそれが今後行われるのかというのがすごく心配になった事例だなと思ったので。何か絵に描いた餅にならないように、そういうところも徹底してほしいなって思ってご質問させていただきました。

○議長（堀本典明君）企画政策係長。

○企画課主任兼企画政策係長（猪狩英伸君）特色ある教育の展開ということで、こちらに記載して

いる内容、全国的にも今どきの内容であるということ、ご指摘は真摯に受け止めさせていただきます。この中でも富岡町の特色をどうやって出していくかというのがこれからの課題でありますので、まず総合計画としてはこういったことを踏まえつつ、ここはあくまで主な取組であって、個別の取組につきましては、各課における個別計画であったりとかアクションプランの中でうたっていく内容となっております。どういった内容を富岡町で推していくかというところも踏まえて担当課と引き続き協議した上で、実施に向けて検討していくことになりますので、ご理解いただければと思います。

あと、2点目です。個々に応じた支援の充実、今議員おっしゃった内容につきましては、多様性の尊重というところを踏まえまして、今回そういった形になってしまった。それは、どういった形でそうなってしまったのかというところは、すみません、私のはうで知り得るところではないですけれども、この計画の中でも多様性の尊重というところを重視しておりますし、今後のそこをどうしていくかというところも、担当課でこれから検討する内容だと思います。企画課からもどういった形でそうなってしまったのかというところと、計画書の中でこう書いてあるのだけれども、そこはどう考えていますかということで話合いを進めていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） そのほかござりますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして、付議事件2、富岡町災害復興計画（第三次）についてを終わります。

ここで、説明者入替えのため、暫時休議いたします。

休 議 （午前11時41分）

---

再 開 （午前11時42分）

○議長（堀本典明君） 再開いたします。

次に、付議事件3、富岡町男女共同参画まちづくり基本計画（第二次）についての説明を生涯学習課長より求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂本隆広君） 本日、生涯学習課からは、3月定例会に議案を上程させていただきます富岡町男女共同参画まちづくり基本計画（第二次）について、その内容をご説明をさせていただきます。またあわせて、男女共同参画審議会の委員の皆様からご意見を賜りまして準備を進めておりましたパートナーシップ宣誓制度に係るガイドブックを作成しておりますので、そちらの内容も併せてご説明をさせていただきます。資料の説明につきましては、課長補佐の三瓶より行いますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（堀本典明君） 課長補佐。

○生涯学習課課長補佐兼生涯学習係長（三瓶秀文君） それでは、全員協議会資料、付議事件3、富岡町男女共同参画まちづくり基本計画（第二次）についてご説明をさせていただきます。全員協議会資料3、生涯学習課と右上に記載のある資料を基にご説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

資料は、A4、1枚の第二次富岡町男女共同参画まちづくり基本計画（素案）及び富岡町パートナーシップ宣誓制度（素案）に対するパブリックコメントの結果についてという、こちらのA4、1枚のものになっています。あわせて、2つ目としまして、冊子となっている第二次富岡町男女共同参画まちづくり基本計画、もう一つが富岡町パートナーシップ宣誓制度ガイドブックという薄い冊子の3つになってございます。今回の説明では、第二次富岡町男女共同参画まちづくり基本計画の説明に加えて、計画に合わせて制度をスタートさせる富岡町パートナーシップ宣誓制度についてもご説明をさせていただきます。

まず、A4、1枚の第二次富岡町男女共同参画まちづくり基本計画及び富岡町パートナーシップ宣誓制度に対するパブリックコメントの結果について御覧ください。昨年12月の全員協議会にてご説明をさせていただきましたとおり、当町では、平成16年に制定した男女共同参画推進条例に基づいて、平成19年に富岡町男女共同参画まちづくり基本計画を策定し、ジェンダー平等の社会の実現に向かた取組を進めてまいりました。その後、東日本大震災及び原子力発電所の事故により、当初計画の見直しができない状況がありました。町では、近年大きく社会状況が変化していく中で、昨今のLGBTQの方々も暮らしやすい社会、そして男女共同参画の実現がより一層求められている状況から、令和4年3月より男女共同参画審議会を再開し、計画の見直し作業を進めてまいりました。前回12月の全員協議会の際には、計画の素案についてご説明をさせていただきまして、その後、1月中に男女共同参画まちづくり基本計画、パートナーシップ宣誓制度、それぞれの素案を公表し、広く意見を求めるため、パブリックコメントを実施しました。その結果がそれぞれ別紙の表にまとめられております。男女共同参画まちづくり基本計画については、コメントがないというような状況になっていました。パートナーシップ宣誓制度につきましては4件の意見がございました。富岡町がやっているところ、取組について応援のコメントが寄せられております。さらに、1月29日には令和6年度第4回富岡町男女共同参画審議会を開催し、パブリックコメントの結果を踏まえて再度審議を行いました。本日改めて全員協議会の場でご説明をさせていただいて、3月定例会に議案として上程をさせていただきたいと思います。

なお、5月広報に同梱する形で町民向けに概要版を発送させていただく予定としております。

それでは次に、男女共同参画まちづくり基本計画の冊子を御覧いただきたいと思います。3ページ下の計画の位置づけを御覧ください。本計画は、富岡町災害復興計画（第三次）及び緑色の町関連計画との整合性を図るとともに、国、県が策定した各種計画等に基づく市町村の計画として位置づけるものです。

続きまして、4ページをお開きください。（2）の計画期間として、本計画の推進期間は令和7年度から令和16年度までの10年間として、計画期間中の国、県をはじめ、社会情勢の変化に応じて随時見直しを行うということにしております。

次に、（4）として、地球上の誰一人取り残さないということを基本理念としたSDGsの17のゴールの中にジェンダー平等の実現が掲げられており、本計画の推進がSDGsの達成に貢献することを明確に位置づけるために、基本目標ごとに関連するゴールを提示しております。

続きまして、13ページをお開きいただきたいと思います。第2部、富岡町の現状としまして、13ページから23ページにわたっては、一昨年11月に実施しました男女共同参画に関するアンケート調査の概要について記載をしてございます。

続いて、27ページをお願いいたします。ここからが第3部となりまして、本計画の基本理念を「誰もが互いに人権を尊重し、性別にとらわれることなく個性と能力を十分に発揮できるまち」として、4つの基本目標に基づいて各種施策を開示してまいります。

おめくりいただきまして、28ページから29ページには、4つの基本目標に基づく取組の方向性と、それにひもづく19の基本施策を掲載しております。

次に、33ページをお願いいたします。33ページから51ページにつきましては、第4部、施策の内容としまして、先ほどの4つの基本目標に対する現状と課題を明記して、町の実施する施策や取組内容を記載しております。従来の男女共同参画まちづくり基本計画に加えて、LGBTQの方々も生活しやすい社会を実現するための取組や、DV防止法、女性活躍推進法といった近年整備された法制度も加えた内容になってございます。

続いて、53ページをお願いいたします。53ページからは、第5部の計画の推進体制として、本計画の推進に当たり、行政、町民、地域団体、事業者等がそれぞれの立場において積極的に取り組むべき役割並びに連携協力体制の充実を図ることとして、そのことを掲載しております。

最後に、資料編として57ページから113ページまで、町の関係する条例、法令、用語集を記載しておりますので、後ほどご確認をいただければと思います。

以上が第二次富岡町男女共同参画まちづくり基本計画（案）のご説明となります。

○議長（堀本典明君） 課長。

○生涯学習課長（坂本隆広君） 説明については一括でやらせていただいてよろしいでしょうか。

○議長（堀本典明君） どうぞ。

○生涯学習課課長補佐兼生涯学習係長（三瓶秀文君） それでは、引き続き富岡町パートナーシップ宣誓制度（案）についてご説明をさせていただきますので、こちらの富岡町パートナーシップ宣誓制度ガイドブックを御覧ください。富岡町パートナーシップ宣誓制度（案）につきましては、令和6年9月2日から開始された福島県のパートナーシップ宣誓制度に準じて、基本計画同様、審議会の委員にも議論をいただきまして、本年4月の制度開始に向け、作成したものになります。

それでは、1ページをお願いいたします。富岡町パートナーシップ宣誓制度とはというご説明からさせていただきます。当町では、先ほど基本計画でもご説明させていただいたとおり、誰もが互いに人権を尊重し、性別にとらわれることなく個性と能力を十分に發揮できる町として実現を目指すとしておりますが、現状では性的マイノリティー、言わば恋愛対象が同性または両性の方、出生時に診断された性と自認する性が異なる、あるいは自分の性がはっきりしないなどといった方は、異性のカップルと同等の権利や選択肢が与えられないなど、日常生活において多様な困難に直面しています。このことから、町民一人一人がかけがえのない個人として尊重され、多様な生き方を認め合い、誰もが自分らしく安心して暮らしていくける町づくりを推進していくため、パートナーシップ、ファミリーシップ制度を導入するものになります。

なお、この制度は町が独自に実施するものでありまして、法律上の婚姻ではないため、法的な効力は発生しませんが、宣誓することで町が関係性を公的に証明し、様々な行政サービスを受けることができるようになるものです。

次に、3ページを御覧いただきたいと思います。宣誓することができる方は、①から⑤の要件を満たす方になります。併せて下段のほう、ファミリーシップ制度の宣誓をする方については、下の①から④の要件を満たす必要があります。

続いて、10ページを御覧いただきたいと思います。制度導入後の主なサービスについては、町の生涯学習課のホームページに今後記載をしてまいりたいと思います。行政サービスでは、公営住宅の入居資格において、親族とみなして入居が可能になることや、住民票の続柄を縁故者に変更できるよう検討してまいりたいと思っています。行政サービスについて変更、追加がある場合、随時更新してまいりますので、よろしくお願ひいたします。また、宣誓から証明書等の交付の流れについては、当町では窓口並びに郵送による受付とします。宣誓書及び住民票の写しなどの必要書類の内容を精査して、窓口並びに郵送にて交付するものとしたいと思っています。

最後に、福島県との連携についてですが、既に福島県の受理証明書をお持ちの方をお持ちの方は、本町の宣誓証明書と同様の効力があるものとして、本町の宣誓書を必要とする場合、福島県の受理証明書を提出することで提出書類の一部省略が可能となるようにしたいと思っています。

なお、11から13ページには、よくある質問ということで、制度に関するQ&Aを掲載しております。パートナーシップ宣誓制度に関する規則や要綱については、4月からのスタートに合わせて現在内容を精査しております。

以上が富岡町パートナーシップ宣誓制度についての説明になります。よろしくお願ひいたします。  
○議長（堀本典明君） 説明が終わりました。

午前中休憩できなかったものですから、1時まで休議します。

休 議 (午前11時55分)

---

再開 (午後 零時54分)

○議長（堀本典明君） それでは、再開いたします。

引き続き、富岡町男女共同参画まちづくり基本計画（第二次）についての質問を承ります。質問ございますか。

7番議員。

○7番（宇佐神幸一君） 基本計画の37ページの項目を見ますと、多文化と異文化という形で出ているのですが、多文化は想像つくのですが、異文化というのは、今回の趣旨に対しての異文化ってどういう形なのか、分かりやすく教えていただけますか。

○議長（堀本典明君） 課長補佐。

○生涯学習課課長補佐兼生涯学習係長（三瓶秀文君） この37ページに多文化共生についてという1行目の文言と、あと下に異文化理解の促進ということで、2つのワードが出てきますが、どちらを隔てて使うということではなくて、多くの文化を持つ人たち、そして異文化の使い分けとしましては、主に国際交流のほうの、宗教的な観点ですとか、ハラルの観点ですとか、イスラムのほうの観点ですか、いろんな宗教的な考え方がある人も、多様性を認め合って生活できる社会を実現していくましょうという使い分けになっています。多くの文化、そして異なる文化に当たっても多様性を認め合う社会実現ということでつくってまいりますので、この辺の文言の使い分けについては、異なる文化があっても、それをお互い認め合いましょうというような使い分けになっているということでござります。よろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 7番議員。

○7番（宇佐神幸一君） 今出た回答の中で宗教的なものって言われているのですが、これは宗教的なものはなかなか難しいし促進することは難しいと思うのですけれども、大体的にいろんな、社会的に違うところも平等に人間としては男女参画を認めましょうということで理解でよろしいでしょうか。

○議長（堀本典明君） 課長補佐。

○生涯学習課課長補佐兼生涯学習係長（三瓶秀文君） そのとおりでございます。いろんな方々がいる中で、それをお互い認め合う、人権の部分でございますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） ほかにご質問ありますか。

4番議員。

○4番（佐藤啓憲君） 男女共同参画ということで、多様性、あとはそれに対しての理解促進等、あと今後権利もいろいろ得られるということで、そういった取組としては私としてはいいのかなと思っています。

その中で、2枚目、パートナーシップ宣誓の制度なのですが、議会で議決されてからなので

しょうけれども、令和7年の4月1日からということで宣誓となるのでしょうか、10ページ目の利用できるサービス、これについて富岡町と福島県で利用できるサービスということで出ているのですけれども、今見させてもらったのですけれども、県が9月2日からスタートされるということで、富岡町は4月1日目標とされていますけれども、そういったところの整合性であるとか、あと中身の精査というか、そういったところはされているのかお聞きしたいと思いました。よろしくお願いします。

○議長（堀本典明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂本隆広君） お答えいたします。

まず、福島県につきましては、昨年9月から制度を導入して実施をしております。県ではいろいろと県営住宅の入居とか、そういうものをずらすらとホームページには記載をしております。福島県が、県全域で使えるということでパートナーシップが始まっていますので、実は各市町村に県がつくりましたので、例えば富岡町も県のこの制度に乗って、町としてサービスを提供するものはありませんかというような照会をいただいております。富岡町としては今年の4月からということで現在要綱等の整備を進めていますので、富岡町としては4月になってからサービスが受けられるようになるのですが、そこで県とは連携をして実施をしております。

サービスの提供については、ほぼ各自治体同じようなものと言ってはあれなのですが、基本的にはパートナーの方、パートナーシップのこの宣誓制度を申請をしていただくと、一般的夫婦の関係の方と同じようなサービスを窓口で提供しますよということですので、県内全域ほぼ同じようなサービスの提供を可能にするということでございます。ただ、富岡町としては今独自の制度をつくろうとしていますので、富岡町内では、現在パートナーの方が福島県のカードを持っている方についても、富岡町でのサービスを提供できない状況になっているということでございます。

○議長（堀本典明君） そのほか質問ございますか。

1番議員。

○1番（安藤正純君） 4ページに本計画の推進期間は令和7年度から令和16年度までの10年間としますということで、この富岡町男女共同参画まちづくり基本計画は10年間なのですけれども、これに伴っての4月1日から富岡町パートナーシップ宣誓制度を開始するということで、このパートナーシップ宣誓制度も10年間の期限付なのか、それはこっちの基本計画が10年間でやって、パートナーシップは10年に限らずずっと続くものなのか、その辺の10年についての説明をお願いします。

○議長（堀本典明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂本隆広君） 今回ご説明しました男女共同参画まちづくり基本計画、こちらについては10年間でこの計画をつくらせていただきました。そして、4月1日から始めようとしていますパートナーシップ宣誓制度については、こちらは男女共同参画まちづくり基本計画の10年とひもづくものではなくて、町の計画の理念に基づいて、その制度については4月1日から期限を設げずスタート、やっていくというような考え方でございます。

○議長（堀本典明君） そのほか質問、大丈夫でしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 質問ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして、付議事件3、富岡町男女共同参画まちづくり基本計画（第二次）についてを終わります。

ここで、説明者入替えのため、暫時休議いたします。

休 議 （午後 1時02分）

---

再 開 （午後 1時02分）

○議長（堀本典明君） 再開いたします。

次に、付議事件4、令和6年度第3回リフレ富岡跡地の利活用についての説明を産業振興課長より求めます。

〔「8番」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 8番議員。

○8番（高橋 実君） 町長に確認したいのだけれども、説明を受ける前に。3月5日の民友新聞、各首長に聞くということで出ている文章の中で、「できれば温浴施設をつけたいが」、問題はここ、「議会の理解を得られておらず」。やるのだが、やらないのだから、これ首長次第だろう、出してくるのは。認めるか認めないのは議会なのだ。このところ、議会議員が認めないから出せないのだ、やれないのだって、どういうことなのだ。

○議長（堀本典明君） 町長。

○町長（山本育男君） ニュアンス的に話がちょっと違った感じは受けるのですが、正確に言うと、これからまだ説明が終わっていないので議会の理解が得られていないのだということを言いたかっただけで、別に、やるつもりで進めていきたいと思っていますが、まだまだ時間がかかるというような意味合いでお話ししたつもりであります。

○議長（堀本典明君） 8番議員。

○8番（高橋 実君） 町民のこれ待っている人が、電話よこしたのだ。「議会が反対してっからできないんだろう」って、「誰反対してんだ」って。自分の責任で誰としゃべって、勝手に民友が書いたのだから何だか分からぬけれども、こういう誤解を招いているのだから、自分の責任の下でということで、民友と話して、ちゃんと自分の気持ちを伝えて、書き直しさせてください。

○議長（堀本典明君） 町長。

○町長（山本育男君） その点につきましては、新聞報道されているということなので。ただ、誤解を受けている町民がいることは、今議員の発言によりまして分かったことでありますので、その辺についてはちゃんと、聞かれたことについてお答えをしていくというような形を取っていきたいと思い

ますが、紙面上で訂正するまでではないとは思っております。

○議長（堀本典明君） 8番議員。

○8番（高橋 実君） こんなこと言いたくないけれども、町長が当選してからの話、今までこれに類似したこと何回ある。どこかの集まりで10億円ぐらいかけてやるとかやらないとか、また違った意味合いで議会の承認取れなくて云々というのも、軽はずみ過ぎるのではないか。こういうことを3年数か月やってきて、もうすぐ7年目。再選に向かうのだから向かわないのだから分からぬけれども。私も30年近く議員やっているけれども、山田莊一郎、当時の町長から4人だか5人見てきたけれども、あまりにもひどいよ。訂正することないとか、どうのこうのって自分で思うなら思うで仕方ないけれども、そういう町民が俺のところに電話よこしているのだ。「高橋議員、反対してんのか」って、「誰だ」って、「教えてもらえないか」って。えらい迷惑。

○議長（堀本典明君） 町長。

○町長（山本育男君） 大変申し訳なく思います。本当にその点は真摯に反省していきたいと考えております。

なお、これから説明に入る前の新聞だったということもありますので、きっちりと説明をさせていただいて、皆様にご理解を図りたいと考えています。本当にその記事に関してそういうふうに議員がご立腹されること、大変申し訳なく思いますので、今後自分なりに気をつけてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（堀本典明君） それでは、説明お願ひいたします。

産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） それでは、今年度第3回目となるリフレ富岡跡地の利活用について説明をさせていただきたいと思います。

本件につきましては、今年度5月に基本構想、12月には事業者へのヒアリングを通じて得た施設の整備費や維持管理費、温泉井戸に関する経費などの中間報告をさせていただきました。中間報告では、当該地全体の整備費として、予備費を含む総額27億円と説明させていただき、物価等の高騰を踏まえた施設を規模縮小すること、あるいはイニシャル、ランニングコストを維持するだけの財政的体力への懸念等のご意見をいただいたところであり、再度、町執行部内で協議を進めてまいりました。

町執行部では、夜の森地区の復興やにぎわいを牽引するにふさわしい施設は現行規模が適切と捉え、前回ご提示いたしました施設規模で整備を進めるとの結論に至ったところでございます。その上で、倉庫を含む物販施設や大屋根等の整備については、国や県との協議を進め、2月上旬に建築費に充当する自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金の事業採択を得ることができましたが、飲食を含む温浴施設については、現行の廃炉交付金を確保しつつも、新たな充当財源の確保に向けて継続的に調整を進めているところでございます。

本日は、前回の振り返りとして、施設規模やその整備費用等を改めて説明させていただきます。また、令和7年度当初予算で設定予定の物販施設整備や運営に関する債務負担行為の設定、今年度作成した夜の森地区中核拠点施設要求水準書素案、夜の森地区への集客イベント案などについて説明をさせていただきます。また、新たな施設の整備に向けた準備として、健康づくり課所管ではございますが、富岡町健康増進センター条例及び富岡町温泉条例の2条例を廃止し、富岡町行政財産使用料条例の一部を改正する条例を併せて説明させていただきます。

それでは、担当の山口商工観光係長より説明させますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 商工観光係長。

○産業振興課商工観光係長（山口 学君） それでは、第3回リフレ富岡跡地の利活用について、資料4に基づきましてご説明させていただきます。

表紙をめくりまして、1ページ目を御覧ください。昨年の12月に全員協議会におきましてリフレ富岡跡地の利活用の業務要求水準書の中間報告をさせていただきました。その際に、整備する施設機能や規模、全体整備費として約24億円、予備費を含めると27億円を要すること、それからランニングコストとして物販施設が年額2,000万円、温浴施設が年額7,500万円の指定管理費を要することをご説明いたしました。それに対し、物価高騰によって増加する経費に対し現状計画を縮小しては、それから町財政状況を鑑み、イニシャル、ランニングコストを貢えるのか、木造、鉄骨造で整備コストに違いがあるのか、3つのご意見を頂戴したところでございます。

続きまして、2ページ目を御覧ください。施設規模についてのご意見を踏まえまして、今般改めて施設規模の考え方を再整理いたしました。まず、施設の在り方としまして、基本計画においては、施設利用者を町内居住者としております。町民への公共サービスとして、もとより華美な施設とならないよう努めてまいりもの、町民の満足度というものが重要な指標になるのではないかと捉えております。また、施設規模を縮小した場合、実際のオペレーション自体の内容は変わらないこともございます。そして、ランニングコストで最も高コストな人件費が下げられないということがございます。例で挙げれば、物販施設を営業するには必ず2名のスタッフが必要であり、温浴施設と飲食施設についても、最低でも6名のスタッフが必要となります。それから、施設規模を縮小すると、売場が確保できないというような問題もございます。よって、以上のことから、夜の森地区の中核となる拠点としまして、にぎわいの牽引役となる施設は、現計画の規模が最小規模であると捉え、現行のまま進めることと考えております。

参考ではございますが、類似規模の町内公共施設を2つ例を挙げさせていただきました。物販施設の400m<sup>2</sup>に対し、さくらモールとみおかのフードコートが同等となっております。また、温浴施設600m<sup>2</sup>と飲食施設200m<sup>2</sup>に対しては、わんぱくパークが施設規模として同規模であるというところでございます。

続きまして、3ページを御覧ください。イニシャル、ランニングコストについてご意見をいただき

ましたので、現状の予算額、それから公募上限額に対する財源などをまとめさせていただきました。整備費の予算額としては、予備費を入れて、物販施設の整備費は11億7,640万円、温浴施設の整備費は12億8,140万円、温泉井戸の整備費は2億5,170万円、合計27億950万円となります。

なお、実際の公募または発注額の上限は、予備費を除きまして総額24億8,620万円しております。それらに対する財源としましては、物販施設においては自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金を活用し、温浴施設、温泉井戸につきましては、現時点では廃炉交付金を充当するものとして、補助金等については23億3,515万円としております。一方で、町負担額3億7,435万円としておりますが、こちらは震災復興特別交付税の対象となるため、実質町負担なしで整備が進められると考えております。

続きまして、4ページ目を御覧ください。各施設の経営持続化を図るため、維持管理費用については指定管理業務としております。当該施設は30年間の運営を想定しているため、先に維持運営基金として財源を確保いたします。物販施設については、年額2,000万円であるため、指定管理料の総額は6億円、それから町公共施設維持管理計画に基づき、20年後に訪れる大規模改修については4,092万円、温浴施設は年額7,500万円としまして、指定管理料の総額は22億5,000万円、同じく大規模改修費用として5,456万円が生じ、30年間の運営費の総額は29億4,548万円を要します。

それらに充当する財源でございますが、廃炉交付金の充当を想定しております。廃炉交付金の構成においては、公共施設維持運営基金の残高が現時点で20億9,319万円、将来的に基金を積み増しする額が56億3,500万円、夜の森中核拠点施設分として公共施設整備基金が12億5,000万円、単年度事業分が50億2,540万円となっており、既に予算執行されたものを除いて、合計約140億3,598万円が執行できる残額となっております。その中の公共施設維持運営基金、この表でいいますと①と②を足したものが約77億2,800万円となっており、ここから夜の森中核拠点施設の指定管理料28億5,000万円を差し引いても、48億7,800万円がほかの公共施設維持管理の財源として活用できるものでございます。なお、大規模改修については、公共施設維持基金で対応するものとし、20年後に訪れる大規模改修に向けて基金計画的に積んでまいります。

続きまして、5ページ目を御覧ください。木造と鉄骨造の整備コストの違いについてでございます。ご意見いただいたとおり、一般的には木造のほうが安価でございます。ただし、中規模建築となると、荷重を支える柱やはりについて、通常のものと規格が異なることから、木造と鉄骨造で比較してもコスト面で大きな変動はございません。また、特性も一長一短であり、参入事業者のノウハウや技術を生かした企画提案をもらう観点から、今般構造については制限を設けないこととしております。

続きまして、6ページ目を御覧ください。これらを踏まえた令和7年度の物販施設整備費の当初予算計上額についてご説明いたします。先般、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金を申請し、令和7年2月に約8億200万円の採択をいただいております。また、町負担額について、震災復興特別交付税の対象となることから、繰り返しとなりますが、実質町負担がございません。これらの整備に係る財源調整が整ったことから、令和7年度当初予算に整備費11億7,640万円の債務負担行為を設定い

たしました。

続きまして、7ページを御覧ください。物販施設のランニングコストについてでございますが、指定管理料を年額2,000万円とし、令和10年から令和19年までの10年間の運営費としまして合計2億円の債務負担行為設定をいたしました。なお、5年ごとに指定管理料の見直しを図り、可能な限りランニングコストの削減に努めてまいります。

続きまして、8ページ目を御覧ください。温浴施設の整備費についてでございますが、前段でご説明したとおり、現時点では廃炉交付金を充当することを想定しておりますが、将来展望を見据えれば、廃炉交付金の活用を抑えることが理想であるため、別の復興予算を模索しております。つきましては、整備費の財源確保やさらなる事業の精査中につき、令和7年度当初予算には計上してございません。

続きまして、9ページを御覧ください。来年度公募に向けて、令和6年度においては、要求水準書の作成を進めてまいりました。その素案の概要についてご説明いたします。事業の目的は、基本計画に基づき、夜の森地区の居住者の買物環境を整え、住民の憩いと交流の場を提供することを目的としております。3番の公募の上限額につきましては、物販施設が10億8,000万円、温浴施設が11億7,640万円となります。4番の事業者の業務としまして、D B O方式でありますので、設計業務、施設整備、維持管理運営に加え、隣接施設との調整業務を行うものとしております。5番の施設整備業務としましては、設計から施設整備、工事監理、開業準備を業務範囲としております。

続きまして、6番の維持管理業務でございますが、施設保守管理に加え、清掃業務等の業務範囲としているところでございます。7番の運営業務の範囲でございますが、運営に関する事項として、施設運営から広報、総務、警備、事業者の自由提案による自主運営業務を範囲としており、マネジメントに関する事項としましては、統括、財務、町との調整業務を範囲としているところでございます。

続きまして、10ページを御覧ください。夜の森中核拠点施設、物販施設の公募要領の素案の概要となっております。現在の事業スケジュールとしましては、令和7年度第1・四半期に公募を開始しまして、事業者選定までに6か月、第3・四半期に入り補助金の変更手続、基本協定、基本契約を進め、令和7年度第4・四半期から基本設計に着手し、5か月間を工期として考えております。都度、皆様からご意見をいただきながら基本設計を進め、実施設計については令和8年度第2・四半期から着手し、期間として9か月程度を見込んでおります。工事については、令和9年度当初から着工し、工期を9か月間取り、令和9年度第4・四半期には竣工する見込みでございます。その後、開業準備に3か月程度期間を要し、桜まつり前の令和10年3月に開業することを目標としております。

続きまして、物販施設の公募のスケジュールでございます。令和7年5月に公告し、9月から提案審査を実施しまして、10月にはプレゼンテーションを実施いたします。その後、12月に応募グループと基本契約を締結する計画でございます。

次に、D B O方式の事業スキームでございますが、設計、工事監理、建設、運営維持会社により構成されたグループによる応募といたします。また、各構成員については、法に基づく営業許可を有す

ることを基本の条件として設定いたします。

続いて、事業者選定基準でございますが、事業計画、設計、施工、運営、地域貢献、自主事業、提案価格の7項目を中心に多面的に評価し、事業者を選定してまいります。

次のページを御覧ください。夜の森地区中核拠点施設を中心とするイベント事業としまして、現在福島県が取り組んでおりますナショナルサイクルルートの認定に向けた取組が拡大しております。富岡町でも、自転車の安全な通行を促す対策や、気軽に参加する事業を富岡地区で展開してまいりました。その広がりを夜の森地区にも広げていく予定でございます。

12ページを御覧ください。また、自転車の利活用に加え、軽スポーツとしまして、観光スポットやふるさとの土地の風土、景観を味わうフットパス事業を清水地区で実施しました。今後、夜の森地区での事業展開を模索しております。それから、福島復興に高い関心を寄せる大学の教育の一環として、夜の森地区を研究フィールドとして活用されている事例もございます。そのほかにも、今後調整が必要ではございますが、町職員にも意見聴取を実施し、様々なソフト事業のアイデアを頂戴したところでございます。夜の森中核拠点施設におきましては、これらのソフト事業の取組を進め、夜の森地区のにぎわい創出に努めてまいります。

13ページを御覧ください。施設整備に伴う旧施設の条例の改廃についてでございます。今般、施設整備の方針、新たな事業への取組を開始することから、旧リフレ富岡に関する条例の改廃を3月定例会に上程いたします。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございますか。

9番議員。

○9番（渡辺三男君） 今詳しい説明を受けました。この説明どおりいけばすばらしいものになるのかなと思うのですけれども、まず24億円というお金の出どころもはっきり町では算出してくれたようですので、私はぜひ進んでもらいたいとは思うのですが、ただこれ絵に描いた餅にならないように、この後の努力が必要なのです。そのためにはどうすればいいかということが一番問題なのだとと思うのですが、いろいろ問題はいっぱい含んでいると思います。公共性の高い施設ですから、やることも一般の施設と同様な、催し事とかそういうのはできない部分もあります。ただ、そうかといって、やっていかないと、なかなか採算性に合わない。当然、一般的こういった施設、温浴施設なんか捉えると、大体2,000円くらいの利用料を取って、割引券なんか出しても、1,200円とか1,500円。行政でやるとなると、恐らく温浴施設は五、六百円で入浴させるようになると思うので、その辺のマイナス部分がありますから、絶対黒字にはできないのです。それは多分皆さん分かっていると思うのだけれども、そういう部分を取り除いても、今度は物販施設とかそういうところもできますので、そういう部分をどういった業者を入れるかが一番問題なのですけれども、本来であれば、夜の森地区の活性化のために何とか夜の森を盛り上げなければならないということでやるものですから、町ぐるみでやるの

が一番なのです。商工会あたりに立ち上がってもらうのが一番いいと思うのだけれども、今こういう状況の中でそういう業者も立ち上がってこないということで、非常に町は苦戦しているとは思うのですが、ただ、今夜の森活性化に向けて何をやろうかといったら、何にもないのです。やっぱり行政が投資する以外は何もないのです。それを考えたら、やっぱり町はもうこの際は博打するしかないです。こんなに入るか、入らないか、誰も分からないです。今の説明聞いたら、間違いなく入れます、説明どおりいけば。それで、財源もきちっとしているから、何ら問題ないです。ただ、これだって始まれば、このようにいくかどうか分からない。ただ、分からなければ、夜の森地区投げるわけにいかないのだから、やるしかないのです。金額の大きい小さいはあろうかと思います。それはやっぱり町長の判断です。町長がやるって判断すれば、議会だって、ついていくものなのかなと、私は思っていますので、ぜひそういう信念持って進んでいただきたいと私は思います。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 今ほどご意見いただきました。夜の森地区に関して、様々視察等々で話をさせていただくと、必ず町執行部側、良好な住宅がそろっていて、非常にいいところだったのだよという過去形で話してしまいます。その過去形のまま話して、そのまま、ではいいところだから住むかというと、今はそうではないと思っています。そうしますと、何を推していくかということになれば、やはりこの中核施設を整備することによって、ここからスタートではないかと思いますし、この施設が引っ張っていかなければいけないと思っています。ですので、しっかりとこの整備は進めさせていただきたいと思います。その上で、気になるところは、現在の社会情勢等々もあって、お金の面ではかなり苦労するかと思います。ですが、運営会社と一緒にやっていくことが一番大事かと思いますし、様々これまで夜の森地区ではなくて富岡地区においても様々イベント関係やらせていただきました。それは、ある意味、夜の森地区でもできると思って実施したものです。そして、夜の森地区でやらなければいけないと思っています。この点について、ハード整備も然り、ソフト整備も然り、しっかりと努めてまいります。まさに絵に描いた餅にならないように、これから進めていくというのが私の責務だと思っていますので、よろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

○議長（堀本典明君） 9番議員。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。中身に関しては、自転車のサイクリングコースとか、いろいろ盛り込んでいますが、実際小良ヶ浜地区、今道路整備していますが、そういうのを盛り込んでいる以上は、歩道をもっと広く、自転車が通れるような道路欲しかったのですけれども、残念ながらそこまではできなかつたような状況があります。ただ、それはそれで、今後の課題として、やっぱりそういう自転車とかそういうのも温泉にじょんじょん取り込んでこれるような町づくり必要だと思うのです。だから、そういう部分でやっぱり、もういろいろ考えれば27億円の金、なかなか投資できないです。ただ、起爆剤として、では何あるのですかっていいたら、私はもうこのリフレの跡地利用しかないと思っていますので、まさか学校を造るわけにもいかないし、富岡町役場、夜

の森支所を造るわけにもいかないし、あと何造るのだといったら、何も造るものないです。大変な博打にはなろうかと思いますが、私は反対はしません。

そういうことで、今、桜まつりに、もうすぐ桜まつりも控えていますので、桜まつりを盛り上げようとして、町の有志とか、あと町自体も、駐車場に行かれて草を刈り取って整備したり、町全体、職員全体も盛り上がっている部分も見えますので、やっぱりその辺を私は期待します。ぜひよろしくお願いします。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） ある意味プレッシャーにならないように、しっかりと期待に沿えるよう、頑張ってまいります。ありがとうございます。

○議長（堀本典明君） 8番議員。

○8番（高橋 実君） せっかく資料作ってもらったから、資料の中で何点か。

予算的な補助のやつは分かった。ただ、10ページのスケジュール関係見ると、令和9年度発注するから令和8年度の単価で積算するようになると思うのだけれども、上がっていくと思う。そのとき元請業者と、上がっただけのスライドを補正するのか。何%未満のスライドは見ませんよとかってなるのか。

それと、あと補助、国県から持ってくるとき、何のお金であろうが、仮に、執行部にいたことはないから、分からぬから聞くのだけれども、富岡町の規模だったら、この制度はこのぐらいの金額が妥当であろうと。それで、このリフレに幾ら使ったから残りが幾らだとか、だから違うところには使えなくなつて、何もできなくなるということはあるのか、ないのか。その2点だけ教えて。

○議長（堀本典明君） 商工観光係長。

○産業振興課商工観光係長（山口 学君） まず、現在積み上げている予算につきましては、令和9年度までの物価上昇を想定して積み上げているところでございます。そこに加えて、全体整備費に予備費として10%の予算を計上しているところでございます。また、物価のスライドについてでございますが、国交省の基準に基づきまして7%の物価高騰が確認されたときは、そちらについて物価高騰に対応するよう、増額変更等々も対応できるよう、仕様書を設定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 予算の変動の中で、この規模で大丈夫かどうかという部分と、もし余つたらとか、それがほかのところに回せるかという点でございます。

まず、物販に関しては、物販施設を整備しようという形で今回申請しておりますので、その経費しか充てられないのが自立の補助金であります。運営に関しては廃炉交付金を活用するという形でありまして、廃炉交付金も施設の整備と運営の、この二本立てであります。整備が浮くことになれば、運営に回すことは可能であります。当然企画課所管となります。国との調整は必要ですけれども、

そちらは可能でございます。

以上でございます。

○議長（堀本典明君） 8番議員。

○8番（高橋 実君） この単価の高騰したとき7%というところが、結局法人格を持っている会社は幾ら大丈夫だといったって、潰れるときは一円の金なくてもこけるのだから。さっき言ったのは、そういう縛りがあるのは分かっていたから、これを度外視して、せめて3%なら3%以上上がれば、3%を基準にして、単費にスライドを適用するとかしないとかということも考えないと、多分この頃どん底だと思うから、建築、建設業界は。ぶん投げて逃げられる羽目にならないとも限らないのだから。領価品は製品でないから。そこら辺よく頭に置いて、特記事項に盛り込むとも何ともするとも。契約したって1割の補償金だけだろう。そんなのではカバーし切れないのだから、そこら辺もよく考えて、特殊なケースで特殊な事情の地区なのだから。万が一失敗したってならないようにだけお願いしておきます。

○議長（堀本典明君） 商工観光係長。

○産業振興課商工観光係長（山口 学君） おっしゃるとおり、今後の物価高騰というものが上がるか下がるかというのが正直分からぬ中で、業界的にも非常に厳しいというところはあると思います。その中で、仕様書についても法的なところでしっかりとリスクを確認しながら、この事業、整備を進めてまいれるよう、しっかりと務めてまいります。

以上でございます。

○議長（堀本典明君） 8番議員。

○8番（高橋 実君） 最後に町長、前から言っているように、議会の顔色を見るのもいいけれども、まずは執行権持っているのは自分だからね。夜の森地区も、下千里地区も、小良ヶ浜地区も、みんな富岡町内だから。このときに富岡町を北、南にして、失敗したってならないようにだけしっかりとやってもらわないと困るって。よろしくお願いしておきます。

○議長（堀本典明君） ほかにご質問ございませんか。

7番議員。

○7番（宇佐神幸一君） 確認なのですが、前説明いただいたときに、一応指定管理者を募っていて、今のところゼロですという、いよいよ方向性を提示されましたけれども、基本的にはこういうある程度努力して下げていただいた。その中においても管理者が、はっきり言えばうまみがないのかどうか分かりませんけれども、それはやっぱり人の流れとか人口とか絡んでくると、やるならやれ、反対とか賛成というよりも、まずその状況下がまだ変わっていない夜の森に、これが妥当なのか妥当でないのか分かりません。だから、だけれども、今の状況については起爆剤になるかもしれません、まず今の財政を見てしまうと、きつい面はすごくあると思うのですが、それでもやっていくというのは、必要性あるのかどうか。その点、町としてはどう。説明もらいましたけれども、もう一度強く恐れる場

面ってあるのか、教えてください。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 必要性の有無という形であれば、産業振興課としては当然のことながら夜の森のにぎわいを創出しなければいけない、そしてそこで暮らす方々の生活利便性を高めなければいけないと思っています。ですので、必要だと認識し、この事業に取り組んでまいりました。

現状がどうかという話になると、人口の話になってしまいますが、今一番富岡町内で人口、定住というか、そこで生活される方の伸び率が高いのが新夜ノ森地区でございます。ここを解除してからどのくらい増えたかというと、恐らく200人ぐらいは増えているかと思うのですが、本当にやっぱりいい環境だというところは、昔から言っているところはやはりそういうことだろうと感じております。その方々が、今は自由に車で運転して大きいところに行くかもしれませんけれども、将来的なことを考えれば、必ず夜の森というものをしっかりと育てていかなければいけないと思っています。ですので、しっかりとこの必要性を頭に入れながら、お金の面にもしっかりとケアしながら務めてまいりたいと思います。

○議長（堀本典明君） 7番議員。

○7番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。分かりました。

それとあと、今実際的に議会もそうですけれども、町民の声では、夜の森の買物施設というのはもう100%造ってくれという方向で言っていると思うのですが、ただ温浴については、もとあったリフレを再度復旧するということでの予算であるというのであれば、もし時期がずれたとしても、国にそういう、はっきり言えば要望というのが可能なのか。簡単に言うと、今もう少し人口増えてからそういう施設も必要なのかなと思うのですが、ただ時期的にこれは今の時期しかもらえませんとか、そういうのあるのか分かりませんけれども、そういうのはどうなのですか。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 温浴施設に関する整備の件でございますが、これまで、過去2年間、昨年度もそうですけれども、担当者ベースで話はさせていただいておりました。その中で、杓子定規ではありますが、その中の制度でも申請することができるという話を伺っています。ということは、採択されるかどうかというところが風穴だと思っています。この点については、町が、財政でいうと、選択と集中という言葉がよく使われますが、ここは集中してやらなければいけない部分、復興に向かってやっていかなければいけない部分でありますので、担当者ベースの話し合いでなく、ここは町長の出番だと思っています。それで、しっかりと予算をキープしてまいりたいという覚悟を持って取り組んでまいりたいと思います。

○議長（堀本典明君） そのほか質問ございませんか。

4番議員。

○4番（佐藤啓憲君） 資料ですけれども、大分予算のところも細かく精査されているのかなと思い

まして、あとランニングコストの部分でも大規模改善のところも金額が入っていて、大分精査されているのかなと思います。この設備規模の考え方の部分で、住民の方のためにというのが第1ポイントということ、先ほどの説明ありましたけれども、その中身的なもので、夜の森の住民の方、何かあった場合の、例えばこういった施設を避難場所に使うだとか、あとはプラスそのランニングコストで、少しでもカットするためにそういった施設整備するというような、そういったところまで掘り下げて考えていらっしゃるか、そこをお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（堀本典明君） 商工観光係長。

○産業振興課商工観光係長（山口 学君） 今ご意見いただきました、まず災害というところの観点でございますが、基本計画の中で、災害時でも利用できるということで、まずは物販施設に関しては、そこの商品を災害時に提供いただくというような協定を締結したいと考えております。そのほか、我々震災を経験してます感じた、お風呂に1週間入れないということがございました。それは大変つらいことでございましたので、そういったところも対応できるように、災害時にもそういった入浴というところも提供できるように、そこも条件として仕様書に設定していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（堀本典明君） 4番議員。

○4番（佐藤啓憲君） 災害時の部分、よく分かりましたけれども、あとプラスでランニングコストを少しでも低く抑えるための設備の導入だとか、そういうものについて、何かあればお願ひします。

○議長（堀本典明君） 商工観光係長。

○産業振興課商工観光係長（山口 学君） 申し訳ございませんでした。ランニングコストについて下げるというところでございます。現状施設の整備するに当たって、特に温浴施設のランニングコストというものが非常にかかるものと認識しているところでございます。当然ながら、こちら事業者選定していくに当たって、そちらのランニングコストをいかに下げていくかというところが重要な視点かなと考えております。そこはしっかり審査の中で評価して、可能な限りランニングコストの削減というところを図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（堀本典明君） 4番議員。

○4番（佐藤啓憲君） やはりランニングコストの部分、私も一番最初に一般質問した中で、例えば太陽光発電を設置して電気料を削減するとか、あとは高効率のものを採用するとか、そういうことでやってほしいというようなこともあったのですが、そういったところをなるべく工夫していただいて、やっていただければなと思いますが。そういったことで、引き続きコストダウンをできるように取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（堀本典明君） 商工観光係長。

○産業振興課商工観光係長（山口 学君） しっかりコストダウンのところを図って、持続的な経営を図れるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（堀本典明君） そのほかございませんか。よろしいですか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堀本典明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして、付議事件4、令和6年度第3回リフレ富岡跡地の利活用についてを終わります。

ここで、説明者入替えのため、暫時休議いたします。

休 議 （午後 1時46分）

---

再 開 （午後 1時47分）

○議長（堀本典明君） 再開いたします。

次に、付議事件5、富岡町定住化促進対策住宅助成制度の一部改定についての説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） 議員の皆様、お疲れさまでございます。引き続き、都市整備課から、富岡町定住化促進対策住宅助成制度の一部改定についてご説明いたします。

この制度の目的は、建物の取得等を一部助成することにより、定住の促進を図り、地域の活性化に寄与するものです。今まで平成30年7月から本助成制度を運用して、現在までに335名の方が利用されています。町の復興とともに町内への帰還率が上がらないことから、福島県が帰還促進強化支援事業制度を確立し、令和6年11月20日に補正予算が採択されました。新聞報道によりご存じだと思いますが、福島県が市町村の実情に合わせ、帰還者に対してのみ支援するものです。この制度を利用して、町の制度をどのように改定するのがよいか検討してまいりました。また、現要綱において、施行の日から起算して10年を経過した日に効力を失うことになっておりますので、併せて事業終期の設定についても改定したいと考えております。内容の詳細につきましては、逸見主幹から説明いたします。

○議長（堀本典明君） 主幹、どうぞ。

○都市整備課主幹兼課長補佐（逸見信之君） それでは、私から全員協議会資料5番、富岡町定住化促進対策住宅助成制度の一部改定について説明いたします。

まず、町の現状を説明させていただきます。当町では、平成30年7月から住宅助成金を帰還者、移住者に交付しております。内容は、定住目的の住宅新築、リフォーム等にかかった経費の15%を助成し、上限を300万円としております。なお、事業終期は、施行から10年としております。

次に、問題点、課題を2つ説明します。1点目が、県が帰還率を上げるための新たな住宅取得支援策を検討しました。2点目が、町の現行制度が令和10年に事業終期を迎えることによる避難指示解除時

期のずれにより、現制度の支給期間に不公平感が生じることが予想されます。

以上を踏まえ、助成制度の一部改定について説明いたします。県の制度は、帰還促進を目的とした住宅建築補助で、町が実施している事業に、新築で300万円、リフォーム等で150万円が上乗せ支給されます。町は、現行制度を変えずに、県の新しい制度をそのまま活用する方針であります。移住者については、町現行制度のままとなります。なお、県外の移住者は、県、別制度の「来てふくしま住宅取得支援事業」として70万円が上乗せ支給されております。事業終期については、各区域の避難指示が解除してから10年間に改定する方針であります。

次に、具体的な区域ごとの事業工程、支給額を説明いたします。中段の区域図と事業工程表を御覧ください。区域①が避難指示解除区域、区域②が夜の森、大菅の避難指示解除区域、区域③が小良ヶ浜、深谷の特定帰還居住区域となります。事業工程表で示した赤線が町の制度、青い線が県の制度で、工程表の上段に期間ごとの支給額を記載しております。黄色で着色しておりますが、町は平成30年から帰還者、移住者に新築リフォーム等に上限300万円として支給しております。中ほど、青色で着色した期間は、県の新しい支援により、区域①と区域②で遡及を含め帰還者に新築で300万円が上乗せされ、支給額が600万円となります。移住者は、現行制度300万円のままであります。緑で着色した令和10年に区域①が町の事業終期を迎える予定であります。区域②、夜の森地区の事業終期は令和14年を予定しております。区域③、小良ヶ浜、深谷の事業終期は解除後10年を予定していますが、県の制度は現時点では特定帰還居住区域の解除後1年の猶予を持って2030年度終了の予定であります。

工程表の下に、支給額一覧表として、区域箇所、申請時期、対象者、支給額を記載しております。資料下段となりますが、参考資料として、近隣市町村の動向、帰還者支援、移住者支援の想定額を記載しておりますので、ご確認願います。移住者支援は、町としては継続して新築、中古リフォーム等、上限300万円の補助を支援してまいります。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございますか。

8番議員。

○8番（高橋 実君） これ改正になれば、新築すれば600万円の補助出るのだろう。今まで300万円。そして、リフォームも300万円で、15%が上限。私は、これ15%でやったのだ。300万円しか、家壊して新しくするのに出ないから。今度は600万円出るのだろう。後出しじゃんけんされると先にやったのが失敗したなってなるのだ、これ。今思ったのだ。かつて悪いから聞かないかなと思ったけれども、聞いておこうと思って。こういうときに、できるか、できないかって、できないのだろう。仮に、私が150万円がリフォームでもらった、15%で。600万円が出ていれば、壊して新しく建てただろう。そのときに、今度の新制度で600万円出るのだろう。前にもらったやつ、600万円から差し引いて、今の家壊して新しくしたらば、差額出るのか。

○議長（堀本典明君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） ご質問ありがとうございます。そういったことに関しては、今想定はしていないところではございました。ただ、これ目的としては、町のほうを変えずにいて、定住してもらうことということを考えてございます。今のところではございますが、そういったことは認められないかなと思います。

今からといいますか、令和5年4月1日以降に完成したところについては、遡ってということはできますが、それ以前に建てられた方については、申し訳ございませんが、制度ができたことでということでご理解いただければと思います。

○議長（堀本典明君） 8番議員。

○8番（高橋 実君） もう一回いいかな。リフォームで15%上限で、150万円もらって、そのときに壊して新築しても300万円しか出ないから、直したほうがいいということで直した。ただ、今度の新制度で600万円出るならば、そのときのやつを返すから、壊して新しく家建てるから、差額450万円出すのが本当でないのかって今思ったから。戻ってきて住んでいるということでリフォームの制度も適用になったのだもの。先に戻った私みたいな人は不公平だろう。

○議長（堀本典明君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） この制度なのですけれども、1度だけというもので支給をさせていただいてございます。今リフォームしたものを一度壊して新しくというのは、あまりこの制度自体に合致しないのかなと思いますので、今のところは適用にならないかなと思います。またそこについては今までの考え方として認めないといいますか、申し訳ございませんが、できないということでご理解いただければと思います。

○議長（堀本典明君） 8番議員。

○8番（高橋 実君） まだ私と同じような立場の人だったらば、これ各家庭に発表したら、必ず何人が電話してくるぞ、「おかしいだろ」って、「不公平だ」って。何でこういう、出してくれるのはいいのだけれども。基本も分かる。思った以上に戻ってくる人たちが少ないから、上乗せして、幾らでも戻ってきてもらるようにしようというのは分かる。率先して先に戻ってきた人らに対しては不公平だろうと言っている。

○議長（堀本典明君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） まさにおっしゃるとおりのところはございます。こちらなのですけれども、福島県が帰還困難区域等における住民の帰還を強く後押しするという趣旨から、帰還率を上げるために、各町の制度に上乗せ支援する制度、設定でございます。福島県の制度は、町村ごとに事情が違うことから、町村ごとの判断に任せることが多いというものです。各町村の支給できる金額も違うことから、平等にはなり得ないというものです。何をもって公平かなんていうふうなことは考えて、どれがいいのだろうと私ども悩みながら、それで福島県の制度をそのまま利用するのが一番いいのではないかと考えて、この制度、この話をさせていただいているところでございます。ご理解いた

だけますようよろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 9番議員。

○9番（渡辺三男君） これちょっと理解できないのだけれども、町では2,000万円以上、15%で上限300万円の制度ですよね。これに今度県の300万円が上乗せになるだけの話でしょう。新たに家を壊して造れば、富岡の制度でもらった人も、また家を壊して新たに造れば、県の300万円には乗っかかるのでしょう。

○議長（堀本典明君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） お答えいたします。

この制度につきましては、町の制度に乗っかってという形で福島県が制度を確立しておりますので、町の制度を変えないと、そういうことはできないということになりますので、今変えるつもりはないものですから、そうすると上乗せだけをということはできないということでご理解いただければと思います。

○議長（堀本典明君） 9番議員。

○9番（渡辺三男君） 理解はしました。理解したけれども、そうすると不公平になってしまいますよね。県でせっかく制度出してくれたにもかかわらず、それは受けられない人、今までやった人は全てもう受けられないということですね、今まで受けた人は。300万円で受けて、今度600万円になった制度が受けられない。県と町の違いありますから、当然県の制度には乗っかれるのかなって、テレビ、新聞の報道なんかも見ていても、そういう理解しているのです。今の言われたのは乗っかれるはずだなと思って今質問したのですけれども、乗っかれないとということで。しようがないといえばしようがないのだけれども、町の制度で造ったりリフォームしたりした人が、また300万円欲しくて家壊して造る人はいないから、その辺は問題ないと思うのだけれども。分かりました。

○議長（堀本典明君） ほかに質問ございませんか。

7番議員。

○7番（宇佐神幸一君） 再度再度聞いて申し訳ないですけれども、この最初に建てた人たちというのは、富岡町に来たいというイメージをつくっているわけです。その人たちが損していく、もらえなくて、それで後から申請した人々は増えて……

〔何事か言う人あり〕

○7番（宇佐神幸一君） いや、そういう人も実際的に。制度的にはこれかもしれないし、もらったときたしか10年間富岡町に定住するという縛りがあると思うのですけれども。ただ、基本的に常に見直しをしていかないと、どんどん不公平になってくるし、私たち最初に来て、頑張って富岡町つくろうなんていう意識の人々はもうほっておけと、新しい住民がいいのだと誤解されるような制度だ。

〔「先に来たのが悪いんだ」と言う人あり〕

○7番（宇佐神幸一君） いや、冗談抜きで。冗談ではなくて。そういうふうに取れるのです。だか

ら、県にも町は何で強くそういう制度の見直しをもうちょっと検討しながら突っ込まないのですか。実際的に今住んでいる人たちは、家建てた人はもうどうでもいいと思っているのですか。

〔何事か言う人あり〕

○7番（宇佐神幸一君）　いや、冗談抜きで。これ本当におかしい。

○議長（堀本典明君）　都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君）　議員おっしゃるとおりのことは、我々も想定しております。先に帰ってきた人が、何となくなのですが、損しているような感じではございます。ただ、町の制度は変えるところではないというところでございますので、この制度が新たにできたというところが今回の改定のポイントということでご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（堀本典明君）　7番議員。

○7番（宇佐神幸一君）　この制度になってしまっているから、もう理解するしかないのですが、あとできるのは、町として何年まで住んでいるか、何年から何年まで住んでいる人を把握されているわけだから、その人たちの何らかの形のケアという面も、もちろん考えるべきではないですか。住宅支援をしろって言っているのではなくて、何らかの緩和してあげるとか、そういうことで少しは平等に近くしていますよという……

〔何事か言う人あり〕

○7番（宇佐神幸一君）　いや、だけれども。ただ、そのくらいの配慮をしてもおかしくないと思いますけれども、町長、どう思いますか。

○議長（堀本典明君）　竹原副町長。

○副町長（竹原信也君）　今まで都市整備課長からありましたように、実はこの制度、ただ単に県の制度を町のこの要綱ですか、こちらに入れたというだけで、県の内容は令和5年、困難区域が解除になった双葉町も大熊町も富岡町も、最初に夜の森地区、なったところから10年というこの制度、それも移住者除いて帰還者だけという。町の施策としては定住化を目的としていますので、帰還者も移住者も同じように、今まで新築は上限300万円として、リフォームについては150万円を上限として、移住、定住を進めてきたところでございます。これに県が、多分双葉町、大熊町、あと富岡町のこの帰還困難区域の解除をしたときに、なかなか帰還者がいないというところで、県で帰還者を戻すために、プラス何かやってあげようということでこの制度をつけたと理解しております。なおかつ、その条件としましては、なかなか物価が高騰しているもので、少しでも寄与したいということで、帰還者に限ってという、そこを出しているもので、我々としては、そこの部分をただ単に町の今までの流れに乗せただけの話でございます。

それで、ありましたように、町は何も言わなかったのかという、そんなことはありません。当然、帰還者も移住者も、まず我々はいただきたいと。物価高騰はそこからかという話もさせていただきま

した。しかしながら、県の流れが、この300万円はこの時期から10年間という、これだけしか出でていませんので、それを出さないということはないもので、県から来るものについては町民に還元していく、そういうところでこの制度をつくったところでございます。大変我々も、はっきり言って不本意なところありますが、少しでも町民の帰還に資するものであれば、このまま要綱として定めていきたいということでございますので、ご理解をよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（堀本典明君） 7番議員。

○7番（宇佐神幸一君） 分かるのですけれども、さっきから言っているのは、先にもらった方と今回の方、相当開きが出ている。前の補償の関係も、帰還困難区域は700万円というように、やっぱりそういうところが見えててしまうわけです。そうしたときに、町はこんな不公平なことやっているのって言われると、そんな今言ったことで理解すると思いますか。

〔何事か言う人あり〕

○7番（宇佐神幸一君） いやいや、それは別の話だから。ただ、今回先に移住した人はこれだけもらって出ませんということは、先に移住したほうが悪いのって、損するのって。あと分かったけれども、多分実際そんなことでは言えないでしょう。今の回答も合わないと思うし。

○議長（堀本典明君） 竹原副町長。

○副町長（竹原信也君） 実は、この制度を町の制度に入る前に、県が独自でやるなら、来てふくしまのように、県に申請して、県が300万円出してという話はしたのです。我々は、一定のこの移住定住施策、これは揺るがないものとしてずっとやっているわけですから、そこにプラスアルファする、帰還者に対して県がやりたいというんなら、県は独自でやってくださいって話だったのですけれども、それではできないって話になって、町の要綱に入ってくれって話だったので、このような形になっております。ですから、いろんなお話をこれから町民から来るかと思いますが、そのときには、これは県の制度で、県がそこしか出さないって言っていますのでというところで、我々ははっきりと言つていただきたいと思います。

〔「町民にはそんなこと言ったって通らないよ」と言う人あり〕

○副町長（竹原信也君） 通らないのですけれども、町の施策は変わっていないというところはご理解いただくしかないかなと思っております。

これを全部遡及するような話になると、まずはいつから物価高騰になったのだとか、そのときそのときありますので、多分おっしゃるように、一番先家を直されたり造られたりした方は、建築資材は上がっていなければ、こちらまで資材が来ないということで、かなり単価は上がっていたと思っております。そういうところを我々は県にも話したのですけれども、あくまでも帰還困難区域のとき、令和3年ですか、ここから物価高騰がありますのでというところで、この制度ができたとなっておりますので、そこは丁寧に、お話しに来たときには我々は話していきたいと、ご理解いただけ

るよう頑張っていきたいと思います。

以上です。

○議長（堀本典明君） 1番議員。

○1番（安藤正純君） 質問いたします。

この制度、この助成金を受けられる条件というのありますよね。この助成金を申請して受け取った人は何々をしなければならないというのがありますよね。そのところ聞かせてください。

○議長（堀本典明君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） 定住が目的でございますので、10年間の定住ということを誓約書というものを申請のときに頂いてございますので、それが一番の条件となります。

以上です。

○議長（堀本典明君） 1番議員。

○1番（安藤正純君） ということは、今まで335人がこの制度を利用したということであれば、この335人は全部単身ではないと思うので、家族も連れて多分定住か移住かしてこられていると思うのです。ということは、今課長の答弁だと、やはり不正な申請、不正な受給はないものとして町は見ているのか、ちゃんと追跡をしているのか、その辺はどうなっているか説明してください。

○議長（堀本典明君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） お答えします。

以前は、電話による聞き取りなんかで、どうですかなんていうふうなことを聞き取っておりました。令和4年度以降なのですが、水道の使用料を調査いたしまして、月の使用料が5m<sup>3</sup>未満の方を対象に、電話または郵送でのアンケート調査をしております。こちらにつきまして、今やはり5m<sup>3</sup>以下なんていう方もいらっしゃいました。それは、仕事の都合上、今出ているという形だったり、お風呂なんかを職場で入ってきてしまって、それで家に帰ってきて寝ていたりするのだなんていうふうなことで、あまり使用量がないという方がいらっしゃいました。そういう結果、不正と認められるものは今ないと考えてございます。もしそういうことあれば、もちろん情報源は秘密にいたしますので、そういうお話をあれば、その方のところに本当に黙々と対処したいと思います。

以上です。

○議長（堀本典明君） 1番議員。

○1番（安藤正純君） やはり公金ですから、そこは今課長が言うように厳正にやってもらいたい。やはりこういうふうに県もこの制度に乗つかってきて、金額も大きくなってきた。ということになれば、今意見があったように、公平とか、公正とか、後から手挙げた人はいいなとか、そういう話も出てきますので、やはり重要事項説明を申請者にはきっちりして、理解していただいて、新築とかリフォームに出るお金で、やはり月に半分以上はというような条件が入っていたように記憶するのですけれども、今になって何かこういうふうな話が出てきたときに、えっ、富岡町に戻って住まないと出な

かつたのって、私知らなかつたわという人もぽつらぽつらるので、自分に都合いいように解釈している人も中にいるものですから、その辺は、そういう話が絶対出ないように、ここ説明していますよねと、あなたはチェックマークを入れてサインしていますよねと、そういうような、不正をしたくてもできないようなシステムを持っていってもらいたいのですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（堀本典明君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） お答えいたします。

今までこの制度を利用する方には1人ずつ提示しなければならないということを説明して、このような申請書が必要なのですということを対面でお話しさせていただいてございます。先ほど申したとおり、定住誓約書というのも頂いておるところでございます。これらの対応から、申請者に対して、町は定住を促進しているということを認識してございますので、これ以上というところについてはいいかなと思っているところでございます。さらに、やっていって悪質なことがあれば、また何か対策は考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（堀本典明君） 1番議員。

○1番（安藤正純君） まさしく今課長が言ったようなものにサインしてもらっているというのが、重要事項説明なのです、私が言いたかったのは。そういう書面をもらっているのであれば、再度下さないと、それは結構です。ただ、そのチェックだけはやってくださいということと、本当に住んでいますかということ、性善説もいいのだけれども、もしかしたらそうでない方もいらっしゃるかもしれないというところにも目を向けてもらいたいと。そういうことでやってください。お願ひします。

○議長（堀本典明君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） うのみにしないで、疑う目も少し持ちながら、何か考えてやっていきたいと思いますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（堀本典明君） ほかに質問ございますか。

6番議員。

○6番（高野匠美君） 1点だけお聞きしたいのですけれども、これは住居というか、普通の家だけが対象なのですか。もし夜の森地区辺りに自分でお店を開きたいという人がいた場合は、そこは対象にはならないのでしょうか。

〔「定住化だから」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 都市計画係長。

○都市整備課主任兼都市計画係長（小松栄治君） まず、こちらの定住の助成金につきましては、まず住居を目的としたものになりますので、その辺はご理解お願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） 2分の1以上住宅というものであれば、店舗兼用でも可能でございますので、ご理解ください。

以上です。

○議長（堀本典明君） そのほか質問ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堀本典明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして、付議事件5、富岡町定住化促進対策住宅助成制度の一部改定についてを終わります。

ここで、説明者入替えのため、休議いたします。

休 議 (午後 2時17分)

---

再 開 (午後 2時25分)

○議長（堀本典明君） それでは、再開いたします。

次に、付議事件6、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例及び国家公務員等の旅費制度の見直しに伴う対応についての説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（志賀智秀君） それでは、本日ご説明申し上げます刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきましては、令和4年6月に公布された刑法等の一部を改正する法律において刑罰の種類が改正されたことに伴い、改正対象の字句が存在する本町の条例が多数ありますことから、一括整備条例方式により新規条例を制定し、対象となる6件の町条例の改正を行うものであります。また、国家公務員等の旅費制度の見直しに伴う対応についてにつきましては、職員等の旅費に関する条例の一部改正の内容となります。議会議員の皆様をはじめ、公務のために旅行いただく方々にも関係する内容となりますので、法改正の概要と本町の見直し内容について説明をさせていただきます。

内容につきましては阿部総務係長より説明させますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 総務係長。

○総務課主任兼総務係長（阿部祥久君） 本日説明させていただきます総務係長、阿部です。よろしくお願ひいたします。

それでは、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、全員協議会資料6-1を用いて説明させていただきます。まず、資料の左側、今回の法改正の概要になります。令和4年6月に公布された刑法等の一部を改正する法律において、受刑者の刑罰の重点を、懲らしめから改善更生へと転換することと改正が行われたところであります。現行制度において懲役と禁錮の刑罰がございますが、刑務作業が義務化されているか否かの違いがあるものの、現状として禁

錮受刑者の多くが請願作業を行っており、差別化する意味が乏しくなっておりました。また、刑務作業に時間が取られ、懲役では再犯防止のために必要な指導や教育を受ける時間が十分に取れないというような課題もございました。これらの課題解決に向けて、刑の目的を改善更生とし、懲役、禁錮の刑を廃止をして、拘禁刑に一本化して、個々の受刑者の特性に応じた作業と指導教育を組み合わせ、再犯防止につなげるとともに柔軟な処遇に改善を推進することになったものであります。

資料の右側、条例制定の趣旨を御覧ください。改正法の概要でご説明申し上げましたとおり、「懲役」、「禁錮」の改正対象の字句が存在する本町の条例が、職員の給与に関する条例をはじめとした資料に記載の6件ございます。改正内容及び例規構成にも記載しておりますとおり、刑法等一部改正法の施行日である令和7年6月1日までに改正の対象字句、こちらを「拘禁刑」に改めるとともに所要の経過措置を設ける必要がありますので、改正趣旨が同一であることを踏まえ、一括整備条例として新規条例を整備することとし、記載のとおり6条立てで条例ごとに改正例規関係規程を整備するというものであります。

なお、資料右側の対象例規を赤字で記載しておりますが、これらの条例には罰則規定が存在し、個人の権利利益の侵害につながることがないよう、条例の制定、改廃に当たっては検察庁と協議が必要になるため、後ほど説明いたします条例案の内容を検察庁に確認をいただき、1月8日付で異議がない旨の回答をいただいております。また、今回の整備条例には富岡町議会所管の条例も含まれておりますが、さきに申し上げましたとおり、改正趣旨が同一であることから、一括して改正させていただきますことをご了承いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、各条例の改正内容を説明いたします。全員協議会資料6-2、新旧対照表を御覧いただきたいと思います。本条例につきましては、刑法等一部改正法第2条の規定によりまして、旧刑法第9条に規定する刑の種類中、懲役、禁錮が拘禁刑に改められることによる改正となり、全6条立てとなっております。資料の1ページから2ページが、第1条は職員の給与に関する条例、3ページ、第2条関係は富岡町職員の分限に関する条例、4ページ、第3条は富岡町個人情報の保護に関する法律施行条例、5ページ、第4条は富岡町個人情報保護審査会条例、6ページから7ページ、第5条は議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例、8ページから9ページ、第6条は富岡町議会の個人情報の保護に関する条例となり、各条例中、「懲役」、「禁錮」の改正対象字句をそれぞれ「拘禁刑」に改めるというものであります。

9ページの後段は、改正条例に係る附則となります。第1項は、施行期日を刑法と一部改正法の施行日である令和7年6月1日からとし、第2項は、この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例によるとする罰則の適用等に関する経過措置の規定、第3項は、過去に罰則規定を含む条例の改廃を行った際に設けた経過措置の規定を適用する場合などに、今回の刑法改正に伴ってその刑罰の適用に影響が生じないようにするための経過措置をそれぞれ規定し、第4項は、第3項と同様の趣旨で、人の資格制限の対象としている場合などに人の資格に関する条例等の規定の適用に影響が

生じないようにするための経過措置の規定を、第5項は職員、第6項は議会議員の皆様の規定となり、期末手当及び勤勉手当の一時差止め措置について、この条例の施行前にした死刑を除く禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴され刑が確定していない者は、拘禁刑が定められている罪につき起訴された者とみなすとする、人の資格に関する経過措置の規定となります。第7項は、議会議員の皆様の期末手当の一時差止め措置について、この条例の施行前に犯した死刑を除く禁錮以上の刑が定められている罪を犯した嫌疑により逮捕された者は、拘禁刑が定められている罪につき起訴された者とみなす、人の資格に関する経過措置の規定となります。こちらをそれぞれ定めるというものであります。以上が新規条例の説明となります。

続きまして、全員協議会資料6－3、国家公務員等の旅費制度の見直しに伴う対応についてを御覧いただきたいと思います。令和6年5月、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律が公布され、デジタル化の進展、旅行商品や販売方法の多様化、交通機関、料金体系の多様化等に加え、急激な為替、物価変動など、国内外の社会情勢の変化に対応すべく、複雑化しているルールを整理するとともに、実態に合わせた出張を可能とするため、旅費制度の抜本的な見直しが行われたところであります。

主な改正内容として、公費の適正な支出を図りつつ、公務の執行に支障を来さないよう、公務のために命じた旅行に係る旅費を実費弁償することを明確化することを基本とし、定額支給していた旅費種目の見直しとして、現行の「宿泊料」の名称を「宿泊費」とするとともに上限つきの実費支給とすること、現行の「車賃」を廃止して、必要に応じて実費支給できる「その他の交通費」とすること、現行の旅費雜費として支給される「日当」は、今回の法改正で必要経費を実費支給とすることから廃止とし、宿泊を伴う旅行に必要な諸雜費として支給をする「宿泊手当」とすること、また旅行代理店等を通じてする出張にも対応できるよう「包括宿泊費」を新設することなどが主な改正の内容となります。

資料の右側、本町における見直しの概要を御覧ください。今回の法改正の内容を踏まえまして、国家公務員に適用される規定を参考に、関係条例の一部改正を行うこととしております。本日は議会議員の皆様、非常勤の特別職の皆様に係る主な旅費種目を記載しておりますが、宿泊費は上限つき実費支給とすること、宿泊手当は1夜当たりの定額支給とすることとして、資料中段の表のとおり、上限額となる宿泊基準額と宿泊手当の額を規定します。また、その他の交通費は、現行の日当の廃止に伴い、乗合バス運賃等をはじめとした5項目について実費支給が可能となるよう規定することとしております。

これらの内容を踏まえまして、職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を今定例会に提出することとしており、職員の旅費条例の一部改正に伴いまして改正を要する条例が、資料下段に記載の4つの条例がございますので、これら4つの条例改正を職員の旅費条例の改正附則において一括して改正することとしております。本件につきましても富岡町議会所管の条例も含まれておりますが、

職員の旅費条例を準用する例規となっておりますので、一括して改正させていただくことをご了承いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

説明は以上になります。よろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堀本典明君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして、付議事件6、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例及び国家公務員等の旅費制度の見直しに伴う対応についてを終わります。

ここで、説明者の入替えのため、暫時休議します。

休 議 (午後 2時36分)

---

再 開 (午後 2時37分)

○議長（堀本典明君） それでは、再開いたします。

次に、付議事件7、富岡町東日本大震災等による被災者に対する令和7年度の町税等の減免に関する条例についての説明を税務課長より求めます。

税務課長。

○税務課長（大館衆司君） それでは、付議事件7、富岡町東日本大震災等による被災者に対する令和7年度の町税等の減免に関する条例について、ご説明をいたします。

本条例案につきましては、3月4日に開催された国民健康保険運営協議会において、原案どおり承認との答申をいただきましたので、本日の全員協議会において内容を説明させていただき、3月の議会定例会に議案を提出いたしますので、よろしくお願ひいたします。

本条例案は、東日本大震災及び原子力災害の被害を受けた納税義務者に対し、負担を軽減し、生活再建へ寄与するということを目的として、国からの通達に合わせ、毎年度減免条例を制定しております。令和7年度の内容は、その多くで令和6年度の内容を継続しておりますが、令和5年4月1日に解除された旧特定復興再生拠点区域内の被災家屋の公費解体に係る固定資産税の免除の追加など、一部変更点もございます。

詳細につきましては、資料に基づき、福島課長補佐よりご説明を申し上げます。よろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 課長補佐。

○税務課課長補佐（福島好邦君） それでは、3月の定例議会に提出いたします富岡町東日本大震災等による被災者に対する令和7年度の町税等の減免に関する条例（案）について、着座のままご説明させていただきます。

全員協議会資料7を御覧ください。概要から順番にご説明いたします。①、固定資産税。固定資産税については、償却資産は昨年から継続となり、変更点としましては、令和5年4月1日避難指示解除区域内の被災家屋においては、令和6年4月1日までに公費解体の申出を行っており令和7年12月31日までに解体したものは全額免除となります。なお、地方税法により、令和5年避難指示解除区域内の土地、家屋については2分の1の減額課税となります。

②、軽自動車税につきましては、昨年度と同様の取扱いとなります。

③、国民健康保険税については、(ア)、避難指示区域の世帯は、全額減免が継続となります。(イ)、平成29年1月1日から令和7年3月31日までに避難指示区域の指定が解除された区域の世帯については、全額減免となります。(ウ)、平成28年1月1日から平成28年12月31日までに避難指示区域の指定が解除された区域の世帯については、2分の1の減額となります。なお、(イ)、(ウ)に該当する上位所得世帯は通常課税となります。

④、介護保険料。介護保険料につきましては、(ア)、避難指示区域の方は全額減免が継続となります。(イ)、平成29年1月1日から令和7年3月31日までに避難指示区域の指定が解除された区域の被保険者については、全額減免となります。(ウ)、平成28年1月1日から平成28年12月31日までに避難指示区域の指定が解除された区域の被保険者については、2分の1の減免となります。なお、(イ)、(ウ)に該当する上位所得者は通常課税となります。

施行日は、令和7年4月1日となります。

次ページからは、条例の全文を添付しております。ご確認ください。

説明は以上になります。よろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして、付議事件7、富岡町東日本大震災等による被災者に対する令和7年度の町税等の減免に関する条例についてを終わります。

ここで、説明者入替えのため、暫時休議いたします。

休 議 (午後 2時41分)

---

再 開 (午後 2時42分)

○議長（堀本典明君） 再開いたします。

次に、付議事件8、富岡町犯罪被害者等支援条例についての説明を生活環境課長より求めます。

生活環境課長。

○生活環境課長（猪狩 力君） それでは、新規条例となります富岡町犯罪被害者等支援条例につい

てご説明をさせていただきます。

全員協議会資料8を御覧ください。平成16年に上位法となる犯罪被害者等基本法が制定され、犯罪被害者等の支援に関し、国、地方公共団体及び国民の責務が明記されました。また、福島県におきましても、令和3年に福島県犯罪被害者等支援条例が制定され、犯罪被害者の支援の実効性を高めるために、市町村単位での条例制定が求められることになりました。県内59市町村において41市町村が条例制定等を行っており、町もこれを受け、条例を制定するものであります。

条例は、17条立てとなっております。第1条、目的として、犯罪被害者等支援に関する基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、支援の基本となる事項を定め、その規定に基づき犯罪被害者等の支援を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の回復、または軽減と犯罪被害者等の生活の再建を図るとともに、より誰もが安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的として規定しております。

次に、第2条は用語の規定となっており、犯罪や犯罪被害者の定義について規定しております。

次に、第3条は犯罪被害者等の支援に関する基本理念を規定したものであり、個人の尊厳を守り、二次被害を防ぎ、安心して暮らすことができるよう関係機関が協力することを規定しております。

次のページを御覧ください。次に、第4条は町、第5条は町民等、第6条は事業者の果たす役割、責務についての規定となっております。

続いて、第7条は、相談及び情報の提供等として、犯罪被害者等が利用できる制度や関係機関が行う支援等に関する情報の提供と助言を行う規定となっております。

第8条は、犯罪被害者等の心身を慰労するため、経済的負担の軽減として措置を講ずるものであります。支給対象者及び金額については、別途規程で定めることになります。

次に第9条は、日常生活の支援として、犯罪被害者がなるべく早く日常の生活を取り戻せるよう、個々の事情に応じて町の制度を活用し、関係機関と連携を図って支援する規定となっております。

次に、第10条は、心身に受けた影響からの回復支援として、犯罪被害者等の状況に応じて必要とされる保健医療、福祉サービスを提供することで心身への損害回復の支援を図る規定であります。

次に、第11条の安全の確保についてでありますが、加害者からの再被害や二次被害により犯罪被害者等の早期回復や軽減が妨げられないよう、防犯指導や個人情報の適切な取扱いを実施する旨の規定となっております。

次のページを御覧ください。次に、第12条の住居の安定は、犯罪被害者等が以前より住んでいた住居に居住し続けることが困難となった場合や、加害者が犯罪被害者等の住居を認知していることで再被害が想定される場合には、一時的な住宅の提供などの支援を行う規定となっております。

第13条は、町は町民等及び事業者に対し、犯罪被害者等が置かれている状況などへの理解、関心を高めるための広報、啓発などに必要な施策の実施を規定し、次に第14条の学校における支援は、犯罪被害者等となった児童生徒に対して、必要に応じてスクールカウンセラーの派遣や児童相談所等の関

係機関への取次ぎなどの支援を行う規定となります。

次に、第15条では民間支援団体に対する情報提供と必要な支援を定め、第16条では支援の制限として、犯罪被害者等であっても、犯罪を誘発した場合に、社会通念上適切でないと認められるときには支援を行わないことができるることを規定するものです。

最後に、第17条になりますが、この条例の施行に当たっては、必要な事項については規則で定める旨の委任規定となっております。

附則として、この条例の施行期日を令和7年4月1日と定めるものであります。

説明は以上であります。よろしくお願ひします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

2番議員。

○2番（辺見珠美君） お伺いしたかったのが、第16条の「犯罪被害者等が犯罪等を誘発したときその他犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認めるときは」というところがあるのですけれども、何か犯罪を受けている被害者が犯罪を誘発したというはどういうときのことをいうのだろうかって思い、気になりまして、質問させていただきます。

○議長（堀本典明君） 生活環境課長。

○生活環境課長（猪狩 力君） 同様のことを県側にも確認しました。実例として、例えばの話で言われましたが、お店の看板を破壊してしまい、店長と口論になり、店長とのやり取りの中で暴力沙汰になって実際にけがを負ったなどの、そういった場合を想定して返答いただいたのですけれども、文字段どおり、誘発して責任が自らにあるにもかかわらず被害者となったということをもって、適用にすることはないというような考え方でございます。

以上です。

○議長（堀本典明君） そのほか質問ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして、付議事件8、富岡町犯罪被害者等支援条例についてを終わります。

次に、その他に入ります。その他ございますか。

生活環境課長。

○生活環境課長（猪狩 力君） 3月5日に開催されました原子力特別委員会において、付議事件1、原子力発電所通報連絡処理の中で、町から報告した福島第一原子力発電所の通報概要のうち、12月10日、協力企業作業員の負傷についてに関して議員の皆様からご意見いただきました。ご質問いただきました内容について、改めてご説明をさせていただきたいと考えてございます。

当該事案につきましては、協力企業作業員がヘルメット着用の上、作業現場へ徒歩で移動中、配管を支える金具に頭部を接触して負傷し、手足のしびれがあったことからドクターヘリにより医療機関

へ救急搬送され、検査入院の結果、脳振盪、頭部打撲症、非骨傷性頸髄損傷の疑いと診断されたもので、入院期間中、続発する症状が確認されず、頭部の腫れも改善傾向であったことから、12月11日に退院し、12月12日から職場へ復帰していることとご報告をしております。当該事案につきまして搬送先の医療機関名と本事案におけるドクターへリ要請の適切性に関して質疑があり、この内容について改めて東京電力に確認した内容をご報告させていただきます。

まず初めに、搬送先の医療機関名に関する質疑についてご報告いたします。さきの原子力特別委員会における町からの答弁として、東京電力に搬送先の医療機関名を確認したが、東京電力から公表を控える旨の回答を得ており、町として把握できていない旨答弁してございます。公表できない理由について改めて確認したところ、過去に搬送先の医療機関名を公表したところ、報道機関が当該医療機関へ取材を行い、医療機関の業務に支障が出た事案があり、医療機関側への配慮として公表していないこと、また取材により個人の特定につながる可能性もあることから、医療機関名は公表していないということを東京電力から確認しております。町といたしましては、一律な対応ではなく、事案によって情報公開できるところは情報公開するよう、引き続き東京電力に対し要請してまいります。

続いて、本事案におけるドクターへリ要請の適切性に関する質疑についてご報告いたします。さきの原子力特別委員会における質疑において、入院の翌日に退院するような事案にドクターへリを要請することは適切だったかという趣旨のご指摘があり、改めて確認したところ、救急医療室へ搬送された際の当該負傷者は、意識ははっきりしていたものの、自力歩行ができず、手足のしびれがある状況がありました。そのような状況から、救急医療室の医師は、中心性頸髄損傷の疑いがあり、医療機関への搬送時間を短縮する必要があると判断し、ドクターへリを要請したとのことで、またドクターへリ要請の判断に当たりましては、福島県立医科大学附属病院及び福島県が定める福島県ドクターへリ運航要領で規定する出動要請基準のうち、特殊救急疾患の患者、重症熱傷あるいは多発外傷、四肢切断等で搬送時間の短縮を特に図るときに該当するとの医師の判断により要請したものであることを東京電力から確認しております。

なお、ドクターへリによる緊急搬送に頼らなくても地域の医療機関で適切な処理ができるよう、ふたば医療センター附属病院の充実化に向けまして、町長を筆頭に担当課である健康づくり課を中心に、全庁一丸となって県に求めてまいります。

生活環境課からは以上でございます。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。質疑ございますか。

1番議員。

○1番（安藤正純君） この問題、質問したの多分私だと記憶しているもので。あの説明文では、例えばどこからドクターへリに乗ったのか、そといったものが書いていない。だから、福島第一原子力発電所構内までドクターへリが行って、そこで乗つけたのか、救急車でふたば医療センターまで来て、そこから福島まで運んだのか、そういう順番よく書いていないから、どうなっているの、どこか

らどこまで運んだのだとしか読み取れない。今課長の説明だと、特定できると、ドクターヘリにおいて福島市内の医療機関に運んだとか。そんなのばかすこと幾らでもできると思う。分かりやすい説明というのは、ある程度個人情報になりそうなところはばかしてもらっていいけれども、文章自体、いつ、どこで、誰がどうなったかというものをばかしては、やっぱり文章にならないと思うのだ。その辺は少し研究しながら報告文書く。東京電力から言ってきたからそのまま載っけるのではなくて、言ってきたときに、聞き取りの段階で、ある程度詳細に載つけて、分かりやすく説明してもらいたいということで私は質問したつもりでした。

以上です。

○議長（堀本典明君） 生活環境課長。

○生活環境課長（猪狩 力君） 特別委員会におきまして回答させていただいた内容におきましては、今ご質問いただきましたように、どこからどこまで、時系列的なもの、あるいは場所の関係とか、あらゆる点で確認をしつつ、なかなか聞き取れていないような部分につきましても、今後担当者としてはその把握に努めながら進めていきたいと考えてございます。よろしくお願いします。

○議長（堀本典明君） その他ご質問ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） ないようですので、この件を終わりにします。

その他ございますか。

総務課長。

○総務課長（志賀智秀君） 総務課から1件ご連絡をいたします。

総務文教常任委員会の委員の皆様には委員会時にご説明いたしましたが、来週3月11日火曜日の13時30分から15時30分までの間、東日本大震災慰靈碑、JR富岡駅の西側高台になりますが、そちらに献花台を設置いたします。昨年度までは慰靈祭を開催していたのですが、年々参加される遺族の方が減ってきたこと、あと近隣町村でも既にもう慰靈祭をせず、献花台設置で献花という方式に切り替えている自治体がほとんどということで、本町も今年度から献花方式に切り替えることといたしました。3月11日は3月定例会の初日となっておりますが、定例会終了後、お時間がございましたら足をお運びいただいて、献花していただけますと幸いでございます。

なお、献花するお花も用意しておりますので、ぜひお立ち寄りいただければ幸いでございます。

連絡は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） ただいまの件にご質問等あれば。よろしいですか。

3番議員。

○3番（平山 勉君） 豪雨、あるいは悪天、風が強いとか、そういうときはどういう対応になりますでしょうか。

○議長（堀本典明君） 総務課長。

○総務課長（志賀智秀君） 一応、多少の雨や風であれば実施したいと思います。災害級のってなつたら考えますけれども。

○議長（堀本典明君） そのほかございますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堀本典明君） なければ、この件は以上といたします。

その他、執行部からございますか。ないですか。

[「ありません」と言う人あり]

○議長（堀本典明君） 議員の皆様から、その他ございますか。

9番議員。

○9番（渡辺三男君） リフレ跡地利用の件ですが、今回多分執行部、議案上げてきて、発車すると思うのですが、町民の方、町外にいる方は大半が反対論を唱えているのです。町内にいる人は、一部、早く造ってくれと言う人もおりますが。ただ、やる以上は、やっぱり信念を持ってやらなくてはならないものですから、町長はじめ副町長、各課の課長、機会ある限り、どうしても必要なのだという趣旨を町民に訴えていかなくてはならないと思うのです。機会がある限り、ぜひそういう対応を強くやっていただきたい。私議員としても、そういう趣旨の旨を言わわれれば、きっちと答えていきますので。その辺をお願いしておきます。

○議長（堀本典明君） 町長、ないですか。

町長。

○町長（山本育男君） 非常にありがたいお言葉をいただいたかなと思っています。今おっしゃるとおり、我々もいろんな機会を捉えて、できるだけの説明を行って、できるだけ皆さんのご了解を得て進めてまいりたい。これについては財源の確保ということもありまして、その辺偏った財源を使ってしまうとまた問題あるかなと思っていますので、その辺も含めて、今度国との交渉なんかも含めて、財源を確保しながら、そういったことができれば、また理解が進むかなとも考えますので、引き続きご支援をお願いしたいなと思います。よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（堀本典明君） そのほか議員の方からございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（堀本典明君） ないようですので、以上をもちまして富岡町議会全員協議会を閉会といたします。

閉会 (午後 3時00分)